

第四十六回 参議院文教委員会會議録第十三号

昭和三十九年三月十日(火曜日)
午前十時三十四分開会

出席者は左のとおり。

委員長 中野 文門君
理事 北畠 教真君
吉江 勝保君
加瀬 完君

委員

植木 光教君
久保 勘一君
斎藤 昇君
笹森 順造君
中上川アキ君
野本 品吉君
秋山 長造君
小林 武君
豊瀬 頼一君
米田 勲君
柏原 ヤス君
豊瀬 頼一君
加瀬 完君
米田 勲君
秋山 長造君
小林 武君
発議者 小林 武君

國務大臣

文部大臣 灘尾 弘吉君

政府委員

文部政務次官 八木 徹雄君
文部大臣官房長 蒲生 芳郎君
文部省初等中等教育局長 福田 繁君
文部省社会教育局長 斎藤 正君

文化財保護委員 宮地 茂君
員会事務局局長 常任委員 工業 英司君
事務局長 会専門員

説明員

文部大臣官房人事課長 安達 健二君

本日の会議に付した案件

○国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○女子教育職員の出産に際しての補助教育職員の確保に関する法律の一部を改正する法律案(豊瀬頼一君外四名発議)

○高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案(秋山長造君外四名発議)

○文化功労者年金法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(中野文門君) ただいまより文教委員会を開会いたします。委員の異動について御報告いたします。

三月五日、基政七君が委員を辞任され、その補欠として赤松常子君が選任されました。

○委員長(中野文門君) 国立学校設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、文部大臣から提案理由の説明を求めます。文部大臣。

○國務大臣(灘尾弘吉君) このたび政府から提出いたしました国立学校設置法の一部を改正する法律案につきまし

て、その提出理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、昭和三十九年度における国立大学の学部、大学院及び大学付置の研究所の新設並びに図書館短期大学及び国立高等専門学校の新設について規定しようとするものであります。

まず第一は、国立大学の学部の新設についてであります。宇都宮大学に工学部を、岐阜大学、神戸大学及び山口大学に医学部を、九州大学に薬学部を、それぞれ設置することといたしました。

宇都宮大学の工学部は、科学技術教育振興のため、国立の宇都宮工業短期大学を母体として創設するものであります。岐阜大学等三国立大学の医学部は、多年、地元県から要望があり、また、所在国立大学の充実のためにも好条件のそろった県立の三医科大学を国に移管するものであります。

第二は、国立大学の大学院の新設についてであります。前年度に引き続き、これまで大学院を置かなかった大学のうち、学術振興の観点から、特に重要な分野について充実した内容を有する学部を持つ大学に大学院を設置することといたしました。すなわち、岩手大学に農学研究科を、山形大学に工学研究科を、東京水産大学に水産学研究科を、静岡大学に工学研究科を、名古屋工業大学に工学研究科を、奈良女子大学に家政学研究科を、それぞれ設置しようとするものであります。

第三は、国立短期大学の新設についてであります。近年における学術の進歩に即応する図書館の機能の重要性にかんがみ、図書館の専門職員を養成する機関として図書館短期大学を設置することとしたのであります。なお、この短期大学の母体であり、これまで文部大臣の所轄のもとに置かれていた図書館職員養成所は、経過措置として、当分の間、同短期大学に付置することといたしました。

第四は、国立大学付置の研究所の新設についてであります。大学関係者の共同利用に供する研究所として、東京大学に宇宙航空研究所を、東京外国語大学にアジア・アフリカ言語文化研究所を、それぞれ付置するとともに、東京工業大学に原子炉工学研究所を付置することといたしました。宇宙航空研究所は、これまで東京大学に付置してあった航空研究所を改組拡充したものであります。宇宙科学、宇宙工学及び航空に関する学理及びその応用の総合研究を目的としており、また、アジア・アフリカ言語文化研究所は、アジア及びアフリカの言語文化に関する総合研究並びにこれらの地域の言語に関する辞典の編纂及び教育訓練を、原子炉工学研究所は、原子炉工学に関する学理及びその応用の研究を、それぞれその目的とするものであります。

第五は、国立高等専門学校の新設についてであります。昭和三十九年度から開設することがすでに決定している秋田、富山、米子、松江および呉の五校のほか、このたびは、苫小牧、一関、茨城、奈良、和歌山、久留米及び

部城の七校を追加し、合計十二校の国立工業高等専門学校を設置し、科学技術教育振興の一環として、中堅技術者の育成をさらに推進しようとするものであります。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。何とぞ、十分御審議の上、すみやかに御賛成くださるようお願い申し上げます。

○委員長(中野文門君) 以上で本法案についての提案理由説明の聴取は終わりました。

ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(中野文門君) それでは速記を起こしてください。

○委員長(中野文門君) 女子教育職員の出産に際しての補助教育職員の確保に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

本法律案については、すでに提案理由の説明を聴取しておりますので、これより質疑に入ります。御質疑のある方は、順次御発言願います。

○中上川アキ君 御提案になりました女子教育職員の出産に際しての補助教育職員の確保に関する法律の一部を改正する法律案につきましては、理由の中に述べられておりますとおり、

「ひとり実習助手のみが除外されておりますのは、こまごまに不合理なことであり、きわめて遺憾とする」とおっしゃる点は、私もまことに同感でございます。しかし、私がお尋ねしたいとい

存じますのは、そういう扱いを受けている女子実習助手の数が、現在一千数百名とのことでございますが、国立高校に何名、公立高校には何名になっておりますか。

○豊瀬一君 国立諸学校に適用を考へておるわけですが、したがって、ひとり高校のみではなくして、全体の適用を考へておるわけですが、私どもの、文部省等からの資料を調査いたしました結果では、国立学校等には、正確な数字を持ち合わせないのですが、二、三名程度と把握いたしております。その他公立学校等につきましては、府県別の、文部省の指定統計による資料がございますけれども、大体そこにあけておりますように、約千三百名程度と推定をいたしております。

○中上川アキ君 女子実習助手の千三百名くらいに對しまして、男の方の実習助手は何名くらいおりますか。

○豊瀬一君 男子実習助手につきましては、正確な資料を持ちませんが、少なくとも五、六千名はおるものと判断いたします。

○中上川アキ君 それから、女子実習助手は比較的若い年齢層というお話でございませうけれども、大体何歳くらいから何歳くらいまでで、またその中で結婚している者は何名くらいになっておりますか。

○豊瀬一君 わりと女子の実習助手の年齢は、一般の教職員に比べて若いようでございます。と申しますのは、実習助手の制度ができてまして、当初は、女子実習助手の採用があまり行なわれておりませんでした。このことが、この産休法を通過いたしました際に、実習助手を除外した大きな原因となつ

たわけですね。と申しますのは、寮母は無条件に女子だと判断いたしておりましたけれども、実習助手の中に女子が含まれておるといふことは、提案者でありました私どもも、自民党の皆さんもそうではなかったかと思ひますけれども、審議の過程を通じまして、実習助手の中に女子がおるといふ認識に、少なくとも提案者でありました私どもが欠けておったといふことは事実です。このことは、実習助手制度ができて、かなり女子の実習助手の採用が行われなかったことを意味しております。その後、いろいろ養成機関等の経緯を巡りまして、現在、実習助手が、先ほど申し上げましたように、国立において数名、公立等におきまして千数百名おるわけですが、実習助手の平均年齢は、大体推定をいたしまして、三十前後が多いと見ております。その中で、いわゆる有夫と申しますか、結婚をしておる人と、していない人の数については、具体的な資料を持ち合わせませんが、私どもは、少なくとも三、四〇〇程度の未婚の人がおる、しかも近年、わりに女子の実習助手の職場拡大という運動を、地方教育委員会も理解をもつて進めておりますし、また該当者等も、そのことを強く主張しておりますので、次第に未婚の若い女子実習助手の採用が進められておるのではなからうか、このように考えております。

○中上川アキ君 ただいま、女子を考へなかつたとおっしゃいますが、その女子の実習助手の勤務先は、どういふ種類のところが、女が勤めておりますのでしうか。

○豊瀬一君 法律によりまして、実

習助手制度を置く科目が指定されておるわけですが、技術とか、あるいは農業、工業等、こういった専門的な知識、技能を要する場所、あるいは普通高等学校におきまして、理科、物理等におきましては、実習助手を配置しておるわけですね。こういった学校の種別、並びに普通高等学校等におきましても、教科の種別によつて実習助手が配置されておる。その中で、女性の特技を生かす技術、家庭科等につきましては、わりと実習助手が置かれておりますが、単にそれだけでなくして、私どもの調査によりますと、次第に普通高等学校におきましても、理科、物理等の、いわゆる、従来は男子の実習助手が多かつた職場におきましても、女子実習助手の採用が次第に増加しておるように見受けられます。

○中上川アキ君 いま伺いました数の女子実習助手の中で、お産をする者はどのくらいの率になっておりますか。

○豊瀬一君 全国の一般の女子教職員の、全体に対する出産率のパーセンテージは、大体二〇ないし三〇として推定してよろしいのではなからうかと思つております。私どもとしては、実習助手そのものに對して、たとえば昭和三十七年、三十八年度等にどれだけの実習助手の出産が行なわれたかどうかは算定をいたしておりませんが、大体その程度の総数に對して、いま申し上げました二、三〇程度の数が出産該当者であると推計してよろしいのではなからうか、このように考えております。

○中上川アキ君 そういたしますと、お産をする者は年間非常にわずかな数だと思われまゝ。その女子実習助手が

休んだときに、千三百人に對して五千人でございまして、二倍半もある男子助手の中から補助ができれば、思われますが、これはどういふわけでございますしうか。

○豊瀬一君 御質問ごもつとも思ひますが、御承知のように、たとえば普通高等学校の理科の女子実習助手が、大体私どもの調査では、当該学校に一名程度配置されておる状況です。特別大きい学校にはあるいは二名程度配置されておるところがあるかもしれませんが、したがって、女子の実習助手が配置されておる職場につきましては、ほとんど例外なくその科目、その教科に關する限りは男子実習助手が配置されていないわけですね。したがって、当該実習助手が出産いたしました際に、も

し、かりにはかの科目におきまして、男子の実習助手が配置されておりました、それは当然本人の一週間の勤務の時間割というものがきちんときまつておるわけですね。したがって、その人を単に授業時間だけでなくて、実習助手の一つの仕事の大きなものは、その授業時間の前の準備行為というものがかなり大きな仕事になるわけですが、それが出産をした実習助手のところに、補欠と申しますか、手伝いに参りますと、勢い自分の正規に担当しておる科目のほうがおそろかになるわけですね。また逆に、逆にと申しますか、実習助手が一枚に二名以上配置されておるところにつきましても、科目の違いによつて、補欠に参りましても、単に簡単な生徒でもできるような程度の手伝いしかできず、専門的な技能がありませんので、実習助手としてのほんとうの役割を果たすことができないというわけ

でございます。この専門性とも、もう一つは、当該実習助手が別の正規の授業時数を持つておる、この二面から、助手といへども、実習助手が出産をいたしました際に、他の実習助手をもつてその補助を行なうといふことは、現在の制度の中ではほとんど不可能な状態でありまゝ。むしろ逆に、現在の実習助手の配当比率を高めてもらつて、もう少しふやしてもらわないと、ほんとうに実習助手が教諭の授業を補助していくという立場からいいますと、不十分であるといふのが実習助手の切なる叫びであるし、また学校経営者のひとしく認めておる実情でございますから、いま配置されておる数千名の男子を補助に持つていくといふことは、いま申し上げました専門性並びに正規の授業を持つておる現在でもかなりのオーバーワークになっておる、こういった観点から不可能なことではなからうか、このように考えております。

○中上川アキ君 この法案を拝見いたしますと、それを改正して補助の助手を入れますと、その実施に伴ひましてどれほどの経費が必要となりますのかわかりませんが、この改正によつて国と地方公共団体から出すべき経費は、それぞれおおよそどれくらいかかることになるのでございませうか。

○豊瀬一君 国の場合は、先ほど申し上げましたわずかに数名程度でございます。しかし、まことに申しわけないことですが、その数名の方々が、私どもの調査では、どの学校に在籍し、いわゆる将来出産の可能性のある方かどうかは熟知いたしておりません。しかし、かりにその数名の方が、数字的にいいますと、可能性として

出産の見込みがあると推定いたしましたし、国がそれに対して補助教員を配当するといふと、先ほど申し上げましたような率で配当しますから、国の予算としては、形におきましては一名の実習助手も配当するに足りない金額です。実際問題としては一名でも出産いたしますとそれだけ要るわけですが、出産の率を上げてまいりますと、たとえば、かりに五名おりまして、それに三割かけても一人にならないわけですから、国の予算としては、私どもとしてはこの法案の中に予算をつけていないのはそういう判断からでありまして、実習助手の総数が過小でございまして、国の予算としては新たに見る必要がなく、現在の全体的実習助手の総数として補助教員の配当率を見た。総数の現行既定予算の中から、かりに国立の実習助手が該当するような事態になりましたら配当して十分間に合ひ、こういう判断です。と申しますのは、数万のお産する人の数というのは、必ずしもその前年度の推計によつて算定したとお産をするわけではございませんので、多くなつたり少なくなつたりしますので、国の予算としての新たな措置は必要ない。ひるがえつて、地方公共団体に参りますと、書かれておりますように一千数百名の該当者がおるわけですが、これにお産の出現率を約三割と見た際に三、四十人になるわけです。これが一応平均給与が二万五千円程度と推計をいたしますと、年間総額が、期末手当等を加算いたしました三十万少しとすこゝみれば大体間違ひなかりと思ひます。これに三十名程度をかけた額になります。これにつきましても、法律が通

れば当然国におきましてそれぞれ地方公共団体の予算編成前に積算基礎としてみていかれますので、地方公共団体が、このことによつてかりに四十数都道府県全県に一名程度の出産該当者ができたところで、地方公共団体の負担といふことは私はとるに足らない問題である、このように考えております。

○中上川アキ君 女子の出産につきましては労働基準法で休暇が与えられることになつてはいます。けれども、どうしてこの改正をしなければその休暇が得られないような状態なんぞでございましょうか。

○豊瀬一君 このことは数年前に、私も従前の産休法を改正した際に強く主張した点ですが、御指摘のように労働基準法によつて出産の際の休暇は保障されております。ただし、この産休法が改正をされました。現在たとへば石川県のときは産前の補助教員の配当平均日数は一週間をこえておりません。従前はもっと悪い状態に

あつたと思ひます。このことは、休暇が与えられておるにもかかわらず、その休暇が行使できないといふのは、一般の国家公務員、地方公務員、あるいはその他の民間企業体であります。主として対象が事務でございまして、他の者が代行するといふことも、オーバーワークの問題は別にして、不可能な問題ではないわけですが、ところが生きた生徒児童を直接教授しておるという教育におきましては、あいておる先生を配当するといふことも、準備とかいろいろな都合でなかなか困難なことではございまして、結論から申しますと、補助教員を配置しなければ、少

なくとも本人の休暇はとれても教育の授業が円滑に進められていくことができない。言いかえまして、生徒に被害を与えていく結果になる、こういうことが一つの主たる理由で、私どもとしては休暇を取らせるといふことと同時に、そのあとの補助教員を法律でもって配置するといふたてをえをとりましたのは、いわゆる教育という事業に支障を来たすことによつて、生徒児童に出産による教育的なマイナスを与えたくない、こういう観点から、労働基準法あるいは従前の産休法等では、休暇の保障、補助教員の配置の一応の規定がございまして、それが、それが実行できずして、やはり休暇もとれていない、こういう点も考えました。同時に、いま申し上げました点を勘案いたしまして、他の公務員、地方公務員とは異なつて、補助教員の配置の必要性があるという立場に立つたわけでございます。

○中上川アキ君 いまのお話よくわかりました。この改正案をいたします前に、もうすでに寮母と同様な取り扱いをしてゐる府県があるやに聞きまして、たけれども、現実にはいかがでございましょうか。

○豊瀬一君 私どもの調査によりまして、御指摘のように京都とか、その他の十数近い県が、先ほど申し上げましたように、寮母が適用を受けるならば実習助手は当然である、こういう考えから、当該都道府県におきまして、すでに女子実習助手に對しまして、出産の際に補助教員を配置しておるといふ県がございまして。

○中上川アキ君 それでよくわかりましたけれども、ついでに何つておきたいのでございまして、現在の産休法は、女子実習助手以外の教育公務員に對しては、遺憾なくといふのでございまして、お産に困らないように実施されているのでございまして、それをばつたり何つておきたいと思ひます。

○豊瀬一君 先ほど簡単に申し上げましたように、私どもとしては、従前の産休法でも補助教員を置くことが一応規定されておりますが、それでもなお置かれませんでしたので、休暇を取れば直ちに新たに補助教員を任用して配置するように法律のたてまをとり、一応、法律的には完全に整備されたことを考えまして、これは自民党の話し合いによりまして共同提案の形をとつてその完べきを期したわけですが、ところが、現在に至りまして、先ほど石川県の例を申し上げましたけれども、産後についてはほとんど支障なく行なれておると見ておりますけれども、特に産前におきましては、実習助手の産休補助教員の配当が、法律どおり前六週間を完全に満たしておる県は、むしろ少ない状況です。その理由を、私ども文教委員会から国政調査に参ります際、あるいはその他のいろいろ都道府県該当事者に尋ねてみますと、まず第一番には補助教員の確保ができません、したがつて、法律では休暇を取ることが認められておるけれども、あな

たの担当しておる生徒がかわいそうだからもう少しがまんして出てくれないか、こういう校長等の泣き落としと言ひますか、説得がかなり行き過ぎた点がございまして、そのために休みたいと考えまして休暇をとることができていないといふのが全国的な情勢でございまして、それで私どもとしては、補助教員を定数法の中にワケ外としてきちんと当初からワケづけするか、もう一つは、この現行の法律の中にも、自民党の皆さんのお知恵によりまして、新たに私どもが原案の中に追加しましたが、年間産休補助教員の必要数を都道府県委員会が年度初めに採用して、その人たちを適当に、過去の出産の状況に応じて配分をして配置をしておく、そうして出産をされるまでその人が遅滞なく補助教員として配当されていく、このことも、新たに任用するといふ建前をとると同時に、そのことも同時に併用してよろしいのだという法律のたてまをとりましたのです。いま申し上げましたのは、補助教員の確保が困難なために学校の授業に支障を来たしておるだけではない、出産前の女子教職員が休暇をとることに支障を来たしておるその結果、いろいろの母体保護の問題が起つてきたり、あるいは死産、異常分娩等が起つておる、こういう事態がまた現実に起つておることは、法ができてしまつてもう三年近くになりますのに、そういう事態が各県にまたかなり多く残つておるといふことは、まことに残念なことだと思つております。

○中上川アキ君 よくわかりまして、私もお産くらい安心してできるやうに早くして差し上げたいと思ひます。これは御同感でございまして。私の質問はこれで終わります。

○委員長(中野文門君) 本法案に対する本日の質疑はこの程度にいたします。

○委員長(中野文門君) 高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本法律案についての提案理由の説明は聴取しておりますので、これより質疑に入り。御質疑のおありの方は順次御発言願います。

○野本吉吉君 社会党のこの案に対しましては、提案理由の説明の段階は、主として後期中等教育の重要性という角度からいろいろな問題を眺めておられることははつきりわかるわけでございまして。私も日本の教育全体を見て、後期中等教育の問題をどうするかという点とは非常に大事なことだと思っております。文部当局でもこの点はすでに十分考へられて、後期中等教育をいかなる方向へ持っていくかという点について、中教審等に諮問をしておられることも御承知のとおりです。そこで、ここで法案自体についてお聞きする前に、後期中等教育全体という立場から見て、基本的な問題として私が年来考へております点につきまして、社会党の皆さまのお考えをお聞きすると同時に、必要に応じては文部省の方にも御説明をいただきたいと思ひます。そこで、後期中等教育の問題を考へますときに一番大事なことは、いままでもなく、何といつても中学卒業生がどういふ方向に進んでおるかということ、それぞれ自分の選んだ進路のどこにどういふ状態で生活をしておるかというこの生活の実態に対する確実な把握をしなければならぬ。このこととなくしては、私は後期中等教育全般の議論を進める上において非常に片手落ちになるであらうと思ひます。私はこ

で、これは文部省の統計から拾った数字であります。それを元にして申し上げたいと思ひます。昭和三十三年の三月の中学の卒業生は大体二百四十九万人で、そのうち進学した者が百五十九万人、就職して進学したいわけゆる定時制、その他の教育機関に入つた者が七十一万一千、就職だけにどまつておる者が六十九万、無業というものが十萬五千、こういうことになっておる。そこで、私は一番問題だと思ひますのは、働かながら勉強するのになしに、働かずに勉強の機会にはほとんど恵まれておらない六、七十萬の中学の卒業生、こういうものをどうとらえて、どういふふうに進学の機会を与えていくかという問題は、定時制の問題を考へる場合に決して忘れてならぬことだと私は思ひます。この点についてお考へがあると思ひますので、その点を伺ひます。

○秋山長造君 これはなかなか複雑にして困難な大きな問題ですから、どうしたらよろしいかということを一言で御答へをするというようなことは困難だと思ひます。ただ、これは学校のほうを整備し、あるいは教育を受けるいろいろな機会を整備充実していくという方面からの手当て、それからもう一つは、やはり家庭の事情、その他いろいろな事情のために、進学したくとも進学できないで就職してしまつておる者も非常に多いわけですから、そういう者に進学でき得るような機会と条件を与えるということ、つまり広い意味での社会保障制度、その他の経済的ないろいろな対策を十分拡充をして、そうして進学できやすいような条件を生活面からつくつていく、この両方面を考へてい

かなければならぬと思ひます。

○野本吉吉君 私は、これは与野党とか政府とかの問題でなしに、この層に属しておる諸君に適當な勉強の機会を与えないといふと、この六、七十萬前後の青年といふものは、実は戦争以前よりも教育水準においても、教養においても、技術においてもはるかに低い青年になつてしまつて、戦争中は青年学校があつて、とにかく二十歳までは事務的に就学させて、そうしてむろんいろいろな軍事訓練もやりまして、けれども、一般教養もやり、職業等もやつておつたのでありますから、この点が非常に大事な点で、中学校を卒業しただけで、どこにもいかなる青年の問題についてお互いにもつと真剣に考へていかなければならぬといふことを年來考へておるわけですから、そこで、これは社会党の御提案といふものよりな点から考へましたときに、これは文部省の社会教育局で年來青年学級といふものをやつておる。あるいは最近、青年勤学校ですか、そういうものをやつておる。その傾向を見ますといふと、やはり青年学級の数も、入学といふか、勉強しておる数も、減つてきておるし、するのだが、そういうところの数の減つてきておるのをどういふふうに進断されておられますか、これはむしろ文部省のほうのお考えを私は聞きた

い。○政府委員(福田繁君) ただいまの御質問の趣旨でございますが、文部省としては、高等学校に就学している者、あるいは高等学校以外企業の訓練施設その他の教育施設等に在籍しております者以外に、かなりの青年が何らの教育的な環境に置かれてないといふ

点につきましては、先ほど御指摘のうちに、後期中等教育の拡充の問題として、これを中教審で現在鋭意検討いたしておるわけでございます。三十七年の統計を見ましても、十五歳から十七歳の人口の中で、それらの何らの教育施設に在籍していないという者が大体百六十二万人ぐらひございまして、中学卒業生については、先ほど御指摘のありましたとおりでございます。したがいまして、これは学校教育だけではな

く、社会教育の面においても、こういう青少年に対してできる限り教育、教養の機会を与えるといふことは必要でございますので、御指摘のうちに、社会教育におきましては青年学級、これを拡充してまいりまして、あるいは婦人学級も同様でございますが、そういう社会教育施設といふものを拡充してまいりまして、一時百万をこえる人数があつた。ところで、この青年学級は、御承知のように、ある時期を限つて市町村が青少年のために教育、教養施設を開設するという趣旨でございますので、期間によりましては何と申しますか、短期のものもございまして、ちろん、一年を通じてやるものもございまして、短期のものは、ある程度ダブつております。一年間の延べ人員にいたしますと、百四、五十萬もあつたときもございまして、最近はそのダブリをなくしまして、青年学級として、ある一定の期間やつておるものをとらえてみますと、大体、最近では六十萬ちよつとをこえる程度だと考へておりますが、そういう工合に、数字としては実際は減つてまいつておりますが、同一人が年間に何らかの青年学級において学んでおるといふ者は、

これはもう延べではございまして、そういう趣旨で調査をいたしておりますので、六十萬ぐらひがかたいところだと考へております。そのほかに、最近青年学級の中で特に高度と申しますか、期間あるいは内容等についてある程度進んだものを青年学校として開設をいたしております。これはまあごく数が、始めたばかりでございますが、あつたかでございます。全体としては非常に少ない数で、今後これを拡充していきたいといふ考へ方であつておるわけでございます。

○野本吉吉君 次に、伺いたいと思ひますことは、これは社会党さんの意見はどういふふうな感觸をお持ちになつておりますか、極端にいいますと、農村における定時制教育といふものが、いわゆる学校教育の形態において、いつまでも続ていくことができないであらうかと——全国的にですね、私はそういう点に一つの疑問を持つておるんです。たとえば、中学の卒業生の県外就職を見ますと、鹿児島のごときは八・三%というものが県外へ出てしまふ。宮崎が六・五、長崎が五・八、こういうふうにな多数の青年が県外へ流出していった場合に、さなきだに農村にとどまる青年といふものが非常に減つておるときに、この傾向が非常に強いんですから、一体どれだけの青年が農村に残つておるんであらうか。したがつて、全国一律ではありませぬけれども、農村における定時制の将来といふものを、全国一律に考へていくことが適當であるかどうかについて、私は少し疑問を抱いておる。この点について何かお考へございませんか。

○秋山長造君 おつしやる点は全くそ
うだと思ひます。たとへば、ことしの
一月十五日の成人式なんかのローカル
新聞を讀んでみても、いなかの町
村で成人式に集まつた数というものは
驚くべく少ない。そういう数字に端的
にあらわれておりますとおりにと思ひ
ます。で、この傾向は当然これは続く
だらうと思つております。で一面、従
来、農村方面にありました定時制高等
学校というものが、農業をやりながら
高等教育を受けていくという趣旨から
いささかはずれて、いわば、全日
制へ入りたいけれども入れなかつた者
が、まあ全日制の肩がわりのような考
え方で、定時制へ一時籍を置くといふ
ような傾向も、これは相当あつたと思
うんです。で、両々相まって、農村方
面における定時制の高等学校というも
のが、当初のころから比ますと、数
も減り、何か全般的な感じとして低調
になつておるといふことはいふまでも
ないと思ひます。しかし、だからこれはも
う將來だめだといふことでは決してな
いと考へます。そうであれば、なおさ
らのこと農村といふものを近代化し、
そして若い優秀な青年がもつと農村に
いつて、腰を落ちつけてやつていけ
るような新しい農村をつくつていかな
ければならぬ。これは国家的な見地に
立つても、ぜひやらなければならぬ
と思ひます。そのためには、ただ、し
かし、従来の農村方面における定時制
教育の内容といふものを、相当やはり
新時代に即したように再検討する必要
があるのじゃないか。ただ全日制の
高等学校の教育内容をそのまま小型に
して持つてきたようなやり方、引き写
したようなやり方でなしに、やはりい

ま農業政策の面でも非常に問題になつ
ておりますが、自営農家の育成といひ
ますか、そういう方針に即した、もつ
とほんとうに農業をやりながら、しか
も高等教育を受け、高等教育を受ける
ことが、また農業の近代化あるいは農
村における家庭生活の合理化というよ
うなことに役立っていくといふような
内容のものに切りかえていかなければ
ならぬのだと思つております。いづれ
にしても、農村における定時制教育の
問題といふものは、非常にむずかしい
一つの壁に突き当たつたような点もあ
りますけれども、しかし、新しい見地
に立つて一そう充実をしていかなけれ
ばならぬのじゃないかと考へておりま
す。

○野本吉吉君 私が先ほど来申しまし
た、いま提案者の秋山委員からお答へ
になりましたように、農村における定
時制教育の形、内容、それから運営の
方法等は、すでに、今までのような状
態を維持していつていかぬかといふこ
この根本的な問題に到達してゐる
と私は思ふのであります。そこで、そ
れらのことについていろいろとお考へ
を承つたのであります。統計の上か
ら、農村の定時制の高等学校の分教
場が一番ふえたときよりも百数十も
減つておる。それからして本校も数十
減つておる。この事實は、先ほど来問
題にしておりますような点を裏づけて
おる事實なので、これはわれわれ文教
に關心を持つ者も、文部省も、当然研
究していかなければならぬ問題だと思
うので、特にこの点をお伺ひしたわけ
なんです。

それはそれと一つ。それとやはり裏
腹の問題ですが、大都市に向かつての
青年の過度の集中であります。私はこ
れは文部省の統計から拾ひ出してみた
のですが、卒業生のうち東京へ集まつ
た者は——これはたぶん八年の統計だ
と思つておりますが、二百四十二万人
のうち七万八千、大阪へ五万一千、愛
知へ四万一千、合計しますと約二十万
近いものが大都市に集まつておる。
この大都市に集中する子供、その
うち高等学校へ上がらないものが大多
数、定時制教育も受けられないものが大
数、この複雑多岐な職場にそれぞれ配
分され、所屬して、営々として働いて
おるそれらの青年諸君の身の上につ
いては、あらゆる角度から、できるだけ
の愛情を注いで考へていかなければい
かぬといふことも、これも言うまでも
ないこととあります。そこで、この大
都市に集中しております幾十万の、
教育的には野放しの青年をどうとら
えて、どうこれに指導の手を加えてい
くか、あるいは自発的な勉強の意欲を起
こさせるようにしていくかといふこと
は、これは非常に大事な大きな問題だ
と思ふのです。で、文部省では三十
九年度の予算に、そういう大都市に集
中した中学卒業生の実態を調査するた
めの費用を、きわめてささやかではあ
るけれども、九年度に予算を取つたよ
うな記憶がありますね、それはどうい
うふうに調査を進めようとするお考へ
があるか、この際、大体的方向でも知
らせていただきたい。

○政府委員(福田繁君) これは調査局
でやつておりますので詳しいことを私
聞いておりませんが、予算は三十九年
度に一応計上いたしまして、従来やり
ましたと同じような方向で実施される
予定のようでございます。と申します
のは、教育委員会あるいは学校を通じ
まして、卒業生が就職した先を實地調
査して、それによつて都市の勤勞青少
年の実態をつかまえていくこと、こうい
うようなやり方の方でございまして、
まだこまかいやり方は決定してない
と思ひますが、大体そういうふうに考
へております。

○野本吉吉君 私は、その中学卒業生
の都市に集まつた大勢の者の生活の実
態、職域の配置、それから教育との関
連等々が正確に調べられて、それに対
する適当な具体策の立てられることを
期待してやまないものです。

その次に一つの問題としてお伺ひし
たいと思ひますのは、最近、御承知の
とおり企業内教育の問題が非常に大き
く考へられ、まじめに考へられて、す
でに実施に移されつつあるものが相当
多数あるわけです。小さいところは別
といたしまして、おまな会社、企業等
で企業内教育のややつた形における
着手をいたしましたところが相当ある
と思ふのですが、代表的なものをひとつ
これはもし提案者のほうで御用意があ
るならば提案者から、もし何ならば文
部省から知らせいただきたい。

○政府委員(福田繁君) 企業内でやつ
ておりますのは、御承知のように、い
ろいろなやり方をやつてゐるわけでござ
います。認定職業訓練所というよう
なもので企業の中でやつてゐるものも
ございますし、また御承知のような各
種学校をつくりまして——これは大企
業などではやつてゐるところでござい
ますが、社員の教育をそこでやるとい
うようなものも相当ございまして、ま
た、そういう学校の形態でなく、教養
講座と申しますか、青年学級のような

形でやつてゐるところも相当ございま
す。文部省としては、各種学校は従来
から一応教育のワクの中で考へており
ますが、それは別といたしまして、企
業内の職業訓練所等におきまして事業
主が単独あるいは共同でやつておりま
すものの数は、大体九百三十くらいに
なつておまして、これに在籍してお
りますのが約七万三千人くらいにな
らうかと思つております。それから、そ
のほかに先ほど申し上げましたが、青
年学級などでは、特に企業内でも青年
学級の形で開設しておるものもあり、
また中小企業におきましては、市町村
の開設する青年学級に共同してそこ
に通わせるというような措置をとつて
おりますが、これは企業内の直接のもの
ではございませんが、そういう形で現
在行なわれております。

○野本吉吉君 これは私は、今後企業
内教育といふものをどういふふう
に整備、充実していくかといふことは、後
期中等教育の重要な問題だと思ふ。
そこで、社会党の提案の背景に、後
期中等教育の問題が強く言われており
ますのでお伺ひするんですが、企業内教
育の問題について、社会党ではどうい
うような御見解をお持ちになつてお
りますか、それを伺ひしたい。

○秋山長造君 社会党といつたしまし
ては、これは前に学校教育法の四十五
条、それから四十五条の二ですか、あ
の改正のあつた当時から社会党の考
え方として、企業内の教育といふこと
よりも、やはり労働時間をたとへ短縮
をするような措置をしまして、全員
できるだけこの本来の定時制教育を受
けさせるということが好ましいという
考へ方で来ているわけです。ただ、そ

のために労働時間を短縮をするとか、あるいはその他この青少年に定時制教育を受けさせるためのいろいろな企業主に対して負担をかけるわけですから、そういう負担については国がもっと積極的に補助金を出さなければならぬと積極的措置というものをやってみて、そしてできるだけこの定時制教育へ収容していくことを主体にしたいという考え方であるわけでありました。

○野本品吉君 そうしますと、ただいまの考え方は、企業内教育というものが、ややもすれば私的な性格において教育されるのであるかもしれないから、それを公教育の形、その系統において考えたい、こういう考え方でありますか、こういうふうに了解してよろしいのですか。

○秋山長造君 そのとおりでございます。
○野本品吉君 さらにこの点について文部省に聞きたいと思つて、それは、企業内教育機関として相当もうりっぱな設備、それから指導陣営——まあ教育機関として、物の面から、人の面から非常に条件の上に運営されている企業内教育というものが、各種学校という認可というものでいっているのです。で、いま企業内教育の大部分は各種学校扱いされておりますか、依然として。たとえば、具体的に一つ言えば、丸善の石油学園のごときは、これはもうわれわれの驚くほどいろいろなものを持つておる。ああいうところはやっぱり各種学校という形であつておるのか、これは文部省に。
○政府委員(福田繁君) 従来から企業内の教育機関は、大体各種学校として扱つてきております。また、会社自体としても、いろいろな会社の、私校と申しますと語弊がありますが、社員のみのみを対象としてこれをやるという場合におきましては、どうしても教育内容等について正規の高等学校の課程ではやりにくいという面があるようでありまして、したがって、技能教育中心になつてまいりますと、各種学校にならうかと思つて、そういう観点から各種学校が多いわけでございますが、しかし、そこを出した生徒自身は、これはやはり何らかの形において高等学校の卒業資格を持ちたいという意欲が非常に強いわけでございます。そういう趣旨から私どもとしては先ほど御指摘になりましたように、この学校教育法の改正をいたしまして、四十五条に規定しておりますように、そういう企業内の教育機関と高等学校との橋渡し、連携の問題を考えたいわけですが、やっぱりな教育施設におきまして内容の充実した技能教育をやつて、その場合におきましては、その生徒が高等学校の定時制または通信制の課程に同時に籍を置くというような形になりまして、そうして認定された一定の範囲では連携をはかつていく、そして高等学校の卒業資格もとれるようにする、こういうようなやり方を考えておるわけでございます。そういうことで私どもとしては企業内の教育機関がいろいろございまして、できる限りこういう連携の方式を拡大してまいりたいと考えております。

○野本品吉君 学校教育法を改正して、企業内のいろいろな教育というものを公的な高等学校教育の線の上に持ち込もうとする考えでこれはやつた

と、そこで、そういう資格というのか、高等学校の課程以上の教育をしておる企業内教育であるということの認定はだれがするのですか。

○政府委員(福田繁君) これは文部大臣が一定の基準に合っているかどうかを調査しまして指定をする制度になつております。

○野本品吉君 私はこの企業内教育をどのように充実するかということ、その企業内の教育というものが学校教育のようにあらゆる角度からすべての条件が満たされるとは思いませんが、学校教育で取り上げております科目あるいは課程の相当部分が企業内の教育でも行なわれた場合に、それを定時制教育の高等学校の課程を修了したものと認めるということの考え方は、現実的に考えた場合に非常に実情に合つたよい考え方だと私は思ふんです。そこで、そういう考え方は同時に、単に大企業だけでなしに、私はこれはまあ産業教育と関係を持つてきますが、中小企業対策というものを図がいろいろな角度から考えて打ち出している。中小企業の団地をつくる。団地ということ、これから中小企業の将来非常に大きな問題になつてくるわけなんです。ね。そうするといふと、たとえば私の地元ならば、足利市に、何万坪というところへ散点しておりました数多くのトリコットの工場がところへ集まつて、そうしてやつておる。そういう中小企業の団地というものができるとすれば、そこで働いている子弟の勉学に便利なるように、そうしてそれが仕事の経営に役立つようにという角度から、中小企業の団地等においては、共同施設としての企業内教育というものが当然考へられてしかるべきではないかというのを私は考へておるわけなんです。そういうような点について、これをお考へになつておるとしまして、ならば、どういふふうにお考へになりますか。

○政府委員(福田繁君) ただいまお述べになりました御趣旨と全く私も同じ考へを持つておるわけでございますが、大企業でございますと単独で相当の施設をつくることのできるわけでございますが、中小企業の場合は単独ではなかなかつくりにくい。したがつて、中小企業が集中してある場合にそこで共同の教育施設をつくる、そういうことは可能な場合がかなりございまして、またそれと高等学校との連携をはかつていくことも、むしろ大企業よりこのほうが必要性が強いのではないかというふうに考へるわけでございます。大企業の場合は、ある程度はやはりその従業員に対して一生を保障するといふことがかなりできるわけでありまして、中小企業の場合はやはり職場を渡るといふことを考へますと、どうしてもそこに従事しております青少年が、せっかく勉強した以上は高等学校の資格をやはりとつておきたい、こういう希望がことさらに強いわけでございます。そういう点から申しまして、私どもは中小企業の共同施設なり、あるいは共同でなくてもけっこうございまして、そういうりっぱなものができた場合には、それと高等学校の施設との連携をさらに強化していく、そういう面につきましても十分勤労青少年の希望と申しますか、そういうものに沿うような方法を講じるのが適切ではないかというふうに考へてお

ります。

○野本品吉君 私はそういう意味で、これは六日の新聞ですが、東京都で最初の産学協同学校というところで、日野自動車と王子高校が、実習と教養とを分担して、そうして高等学校の教育を進めていくというところで発足する。こういう考へ方は、将来地についた後期中等教育の問題、産業の振興の問題、いろいろありますけれども、大いに研究に値する問題であらうと、こ

う考へておるわけですか。

それは一応それといたしまして、その次の問題は定時制の問題ですが、これも文部省に先に伺つておきましよう。いまでも定時制の名前で、教育の方法、内容その他は全く全日制と同じような学校があると思うのですが、たくさんあります。どのくらいあります。か、数わかりますか。

○政府委員(福田繁君) 数はちよつとわかりませんが、定時制高等学校のいわゆる昼間制の定時制につきましては、大部分がそういうものではないかと思つております。定時制の中でも特に農業技術者などの養成に資するよう教育をやつておるところもございまして、これはまた例外でございまして、大部分が昼間制の場合はそういう内容のものだと考へております。

○野本品吉君 もともと全日制の高等学校は修業年限を三カ年とする、定時制の高等学校は四カ年とする、こういうことになつてきましたのは、言うまでもなく、一方においては働きながら勉強するんだから、全日制で三カ年間に学習するものは四年かけなければならぬ。これは現実の問題としては全日制と同じ形で教育をしておつて、

三カ年たつて一方は卒業証書がすぐい
ただける、一方は一年たつて四年がこ
ない卒業証書がいただけ、こう
いう事実があるんですね。これはひと
つ何とか考えなくてはならぬと私は思
う。それについて提案者あるいは文部
省はどういうふうにお考えになってお
りますか。

○政府委員(福田繁君) 御指摘のよう
な点もあらうかと思ひます。したが
いまして、定時制の修了年限につきま
しては制度の問題になるわけでござい
ます。したがって、内容とその制度とい
うものが必ずしも十分当初の目的ど
りになっていないというようなきらい
もあらうかと思ひます。そういう点
から、私もとしては定時制高等学校
の教育内容とその修業年限等につ
きまして、中教審等で後期中等教育
の問題の一環として検討してもらつて
おるわけでございます。したがいまし
て、今後そういう中教審の答申で方向
が出てまいりますれば、それによつて
十分検討してまいりたいと考えてお
ります。

○野本品吉君 いろいろまだお話し合
いしたいこともありますが、時間がだ
んだん迫ってきますから、次に移りま
す。

この法案そのものについてお伺いし
たいのですが、それは法案の第三条の
二ですね、「勤労青年が定時制教育
若しくは通信教育を受けることを不当
に妨げ、云々」とある。その次に、「当
該勤労青年に対し不当に不利益な取扱
いをしてはならない。」と、こうある。
この「不当に」ということの内容をひと
つ、こういう場合だ、こういう場合だ

と、具体的に一応の御説明をいただき
たい。

○秋山長造君 今日の実態として、特
に中小企業の場合に多いかと思ひます
が、まあ高度経済成長政策の余波でも
ありましようけれども、非常な求人難
で困つておる。そういう状態の中で青
少年を雇わなければならぬわけではな
い、勢い雇つた青少年にどうしてもま
あ長時間労働と言ひますか、重労働と
言ひますか、いずれにしても相当重い
労働条件というものがかぶさつてきて
いるのが実態ではないかと思ひます。
そういう中で、しかもその青少年
が定時制高校、特に夜間高校なんか
に通うということになりますと、それで
なくとも人手が足りない上に、さらに
それがその時間の間、職場から抜けるわ
けですから、企業自体の都合から言え
ばあまり歓迎されないわけですね。そ
こで、たとえばこの労働時間なんか
にしても、まあ夜間高校が五時半なら五
時半から始まる場合、その始まる直前
まで職場にくぎづけにして、あまり早
早と仕事をしまつて夜間高校へ行くと
いうようなことに対しては、いい顔を
しないというようなことが実態ではな
いかと思ひます。それからまあその他、た
とえばこれは全国の全般的な傾向では
ないかと思ひますが、たとえば雇用主
というものと夜間高校との間にいろい
ろな連携がいい意味でも悪い意味でも
あると思ひます。そういう場合に、
えてして、やはりいろいろな寄付の関
係だとか、あるいは夜間高校に対する
雇用主からの金銭的な援助協力とい
うようなこと、それ自体はいいですけれ
ども、それがまた裏面から言ひます
と、学校の運営等についてもある程度

の発言権を持つというようなことにも
なつてくる。そうしますと、学校のほ
うでも平素金銭的なごやつかないんか
にもなつておるものですか、本来な
らば雇用主に対してできるだけ青少年
が学校へ来て学びやすいように便宜をは
かつてもらいたいというPRを、啓蒙
宣伝を平生から雇用主に対して学校は
積極的にやるべきだし、またやつてもら
わなきゃ困るのですが、そういう点あ
まり雇用主に対してやかましく言えない、
学校のほうも、そういうような反面のや
り弊害が出てくるようなケースをしば
しば聞くのです。そういうようなことを
すべてこの条文に含めてこういう書き
方をしているわけですか。もつと個々の
ケースになりますと、ひどい例もない
ことはありませうけれども、まあそう
いう特殊な例をこういう場所でごに
することはどうかと思ひますが、しかし
大体いま私が端的に申し上げたような
傾向というものは、やはり今日これは
個々の企業主の事情としてはある程度
やむを得ない面もあると思ひます。
これは中小企業が非常に苦しいとい
うことからくるやむを得ない面もある
が、しかし客観的にこの定時制教育の
振興、それから勤労青少年にできるだ
け教育を受けたい環境を与えるという
立場からみますと、やはり「不当に
妨げ」、あるいは「不利益な取扱ひを」、
理由はいろいろあるとしてもしているとい
う節が相当あるのじゃないか。したがつ
て、こういう規定をぜひ一本入れるこ
とが必要ではないかというように考え
たわけですか。

○豊瀬一君 私提案者の一人です
から、補足説明という意味じゃありま
せんけれども、先ほどの質問と関連し
てお答え申し上げておきたいと思ひ
ます。今の御指摘の条文は、私も立
法いたしましたものとしては非常に重
要な内容を含んでいる問題で、そ
れから野本先生の先ほどの質問と重大
な関連を持つてゐるのです。先ほど福
田局長が、たとえば中小企業の団地が
醸成される。その中でも中小企業が
自主的に合同の企業内訓練所等設け
れば、それは勤労青少年の希望にこた
えるものである、こういう答弁をし
ましたね。私もとしてはこういう思想
があるからこそ第三条の二を特に明記
しておるのです。と申しますのは、企
業内訓練によつて修得し得るものはあ
るでしょう。特にイギリスにおきまし
ても、つい最近ではパブリック・スク
ールのほかにモダン・スクール、ある
いはテクニク・スクールというものを
正式につくりまして、技術教育とい
うのを重視してまいりました。こうい
うことを学校制度の中に取り入れるかど
うかは、学制の問題として論議の余地
があると思ひますけれども、少なくとも
いま日本の企業で進められてゐると
ころの企業内訓練、企業内教育とい
うものは、先生も先ほど御指摘のよ
うに、公教育を受けさせるという角度か
らの企業内訓練や教育ではないとみて
いるわけですか。その事業に必要な当
面の技能訓練が主である。それを主とし
ながら若干のほかの一般教養的なもの
もやつてゐる。そしてそのことによつ
て、そういう便利を与えてゐるという
思想によつて、定時制の高等学校に通
いたいという子供の希望が非常に強く
押えられてゐる。このことを私もど
うも、精神規定的になりますけ

れども、やつてゐるのです。もしその
近くに定時制に通う設備があれば喜んで
行きなさい、企業内訓練は別にやる
のだという思想であれば寛恕できる面
もあると思ひます。ところが企業内
訓練や企業内教育等が整備されていく
という根柢の中には、定時制に通うこ
とによつて生産工場に阻害を与えられ
る。それをつなぎとめておきたいとい
う意図が絶無とは言えないと思ひま
す。ここが私もとしては、表現はし
にくいけれども、企業者が不当に、当
該勤労青少年が受けた教育を受けたい
と希望したときに、それを阻害して
おるわけですか。まあ具体的には先
ほど秋山委員も説明されましたが、定
時制に通うのにも、きよりは忙しいか
らたまには休んでくれとか、あるいは
いろいろな妨害はありましよう。しか
し、そういう具体的な妨害と同時に、
企業内訓練を受けることによつて、企
業内教育を施すことによつて、せつ
か定時制に通つて正規の高等学校教育
を履修したいと考えておる青少年の意
欲というものが、そのことによつて経
営者から押えられる。また文部省も今
言つたように、いみじくもその本質を
暴露しましたように、文部省自体が、
勤労青少年の意欲をそういう方向に向
けていくことに対して、企業指導をし
ようとしてゐる、先ほどの法律改正の
ように、学校長が認定すれば、それが
履修の単位に認められるというよう
な、勤労青少年の本質的な意欲を抑制
して、当面の小手先の恩典を与える
という方向に曲げられていくというこ
とが、勤労青少年の勉学意欲を最もそ
なつてゐる問題である。特に先生御指

摘の大企業等におきましては、従来もいろいろと企業内教育等をやつてみましたけれども、かなり多くのところが失敗しておつて、やはりそれは当面の生産向上のための技術陶冶にすぎなくて、ほんとうに将来の有能な生産者となるところの長期的な展望に立つた、一般教養に裏づけられた、いわゆる人資質の向上という性格のものでないといふことをかなり多くの企業は認めておると思ふのです。私もここに重点を置いて、国がすべての勤労青少年の勉学意欲というものをそういう方向に善導していかないと、企業に迎合する形の勤労青少年の措置といふことによつては、先生御指摘のような、かなり多くの人々の全般的な長期の資質向上にはならない、そうしてこれが結果的には、池田総理が経済審議会で言つたように、長期の見通しに立つた人間教育にはもちろんならぬことは当然のことですけれども、経済発展の面からは、当面の小手先の措置にしかすぎない、こういう角度から、私も全般的に企業内の教育あるいは企業内訓練といふものは、すべてマイナスだといふきめつけ方ではございませぬけれども、本質的には方向がスポイルされていつてゐる、こういう観点から、そのことを特に精神規定としてゐたい、文部省の行政指導の従来の欠陥を指摘してゐるつもりなんです。

○秋山長造君 定時制教育が義務教育でないことはよくわかつてゐる。したがつて、いきなり義務づけようというのではない。ただ、今日のこの定時制教育の実態を見ました場合に、やはりこういう規定を一本入れておかなければ、今日の程度ですら、さつきも野本委員から数字を御説明になりましたが、あの数字を見ましても、これは定時制教育を受けてない勤労青少年は非常に多いわけです。ほんの一部が定時制教育を受けておるけれども、しかし、それはその一部が受けておるにすぎない、その実態ですら、四年間のうちに約半数近くいろいろな事情で脱落しておるわけですね。しかもその途中で退学した人たちの、いろいろな退学の理由、事情等を調べてみますと、相当数の者がやはり勤め場のいろいろな事情によつて、これは雇主の無理理解といふこともあると思ひます。それからまた、直接は無理解とはいへないにしても、間接にはやはり職場の事情の無理理解あるいは仕事の忙しさといふことから、中途でやめなければならぬといふような者も相当数ある。ですからそういうものを、せめて入つた以上は、最後の卒業まで貫いてやつていける程度のこととは少なくとも考えてやらなければいかぬのじゃないか。さらに、こういう規定を設けることによつて相当の効果を私どもは期待しておるわけなんです、そういうことによつて中退者が少しでも少なくなる、さらにまた今日いろいろな事情で定時制教育を受けておらない者も、これが呼び水となつてもっと定時制教育を受ける、また青少年を使用しておる雇主のほうも積極的に定時制教育を受けさせるよう

に配慮していくということができたらいふように考へておるわけです。○野本吉吉君 もう少すから。そこでそれと関連してお伺ひしたいと思ひますことは、私はこの条文の倫理的な規定に対する気持は十分わかつております。そこで、これが法律で規定された場合に、このとおりやれる場所と、このとおりやつたらばたいへんな場所と出てくると思ふ。それからそれは大企業とか大会社とか、それから官庁とか、そういうところは、この規定ができて不当に妨げたりあるいは不利益な取り扱いをしないようになるであります。しかしながら、生産性の向上の中に、賃金その他の上昇を吸収することがきりぎりなところでもうしてもできない、むしろ自分から吐き出してやつておるというふうな町工場、中小零細工場等に働いておる者が、おれは定時制の学校へ行きたいのだけれどもやつてくれない、雇主の処置といふものは法律にきめてある不当な処置である、こういうふうになつてくる可能性がないでもない。私は大きなところ、官庁、そういうところは、何ですけれども、今きりぎり家にじゅう一結になつて働いて、かろうじて事業を営んでおる小さな職場で不当呼ばわりが出てきたといふことになると、これはたいへんだと思ふ。そこで、このことを強く要請される、要求されるという立場からは、そのどこかに、そういう場合にどのようにして経営者の、あるいは雇主のこうむつた経営上の、あるいは商売上の不利益、あるいは損害といふか、そういうものを見てやらなければならぬといふ考え方は、当然これは出てこなければなら

ない考え方だと思ふのです。そういうことについて、この提案をされるときに何かお考えになりましたか。○秋山長造君 この点は当然の御質問だと思ひますし、私どもも当然今日の、特に中小企業等のおかれておる苦しい立場といふようなことを考えた場合に、この趣旨はこれでいいとして、その何らかの裏づけを考へていく必要があるといふことは考へたわけです。たとえばこの勤労青年を夜間の高等学校へやるといふ場合に、どうしても労働時間の若干の短縮といふことは、これはもう考へざるを得ない、そういう場合に、その裏づけになる、あるいは国からの補助金を何らかの形で考へる、あるいは外国なんかで行なわれておる例もあるように聞いておりますが、一種の免稅措置といふようなことを考へるといふようなこと、それからまた給与の点についても、むしろその学校へ行つた時間だけは労働時間に食い込むわけですから、その食い込んだ場合の給与といふようなものについて、むしろ国のほうで何か考へるべきじゃないかといふようなこともいろいろ検討してみたいんです。しかし、まだ今日ただいままでのところ、これいままじやないかといふきめ手といふものが打ち出せるところまで実はできてないわけです。まあとりあえず、当面この三条の二の二項、二項といふものを法律の中に掲げて、そしてその裏づけの問題はさらに真剣に検討して、早急に何かはつきりしたものを打ち出したといふように考へております。

○野本吉吉君 もう一つ法案と関連のある問題で、私はこの法案を見て、これはどうして落とされたのであらうかなといふことに疑問を持つた項目が一つあるわけです。それは定時制教育の場で、あるいは通信教育で教育を受けている者にとつて一番学習意欲、研学の精神をにぶらせる大きな理由は、雇主、採用者が定時制教育を受けた者は私の工場では、会社では、私の職場ではごめんこうむりますといふことを最初から言つてゐる工場や会社もあるわけですね、まだ。このことはいわゆる定時制と同じ高等学校の教育を卒業した者に対する差別待遇として、年来われわれはこれを排除すべきであるといふことを言つてきてゐるわけで、文部省もそういう点について努力してきてゐるわけですが、いまだかつてそれがあとを断たないといふことを聞いておるわけです。それは事実ですか、どうですか。これは文部省、提案者のほうで御調べになりましたか。○秋山長造君 私のほうはその具体的なものを手元に持つておりません。持つておりませんけれども、おっしゃるような、いわば全日制の卒業生と定時制の卒業生との間に、就職の機会において何らかの差別待遇といひますか、差別があるといふことは、これは認めざるを得ない。御承知のように、昨年の春でしたか、関係連の杉会長が、こういう定時制、全日制の差別をつけるべきでないといふような発表をされ、さらにそれに引き続いて池田総理がみずからそういう発言をされて、これが相当大きく報道され、関係者は非常にそれに大きな期待をかけたわけなんです。遺憾ながらその後の実態が、一体それで差別がなくなつたかといふと、これは差別は今日においてもなくなつてないと思ひます。まあ

その点はこれはおつしやるとおり、当
事者はもちろんでなければ、われわ
れ関心を持つものとしても非常に困つ
たことでもあるわけで、同時に何とか
努力してこれは改めなければならぬ問
題であると考えております。

○野本吉吉 文部省、何か調べたも
のありますか。

○政府委員(福田繁君) 定時制高等学
校の卒業生に対する雇主の差別の問
題でございますが、御承知のように、
昨年春にいろいろ問題になったこと
ありまして、文部省としては四月に、
事務次官の名前をもちまして日経連
の他の団体にその差別の扱いを
しないようにというのを申し入れを
すると同時に、各傘下の会社等に対
しても、これに対して協力方をお願い
いたしましたわけでございます。関西のほう
の日経連などでは、そういう差別待遇
を今後行わないという申し合わせで
すか、決議をしたくらいでございます。
しかしながら、実際にその後その
効果がどれくらいあったかということ
を調べて見ますと、三十八年で、こ
ういう趣旨に協力してくれた会社、事業
場は約二千二百ばかりふえておりま
す。これはいまだで定時制は就職の際
に試験を受けさせなかったものでござ
います。二千二百ばかりは、新たに
定時制高等学校の卒業生に対しても門
戸を開く、これは新しい点でございます。
その以前から、大体全然差別をし
ないというものが、約四万ぐらいござ
います。しかしながら、大きな会社、
銀行、あるいはデパートといったよう
なところは、従来から定時制高等学校
に対しては、残念ながら差別をいたし
ておるようでございます。そういうた

大きな会社等が定時制高等学校に対
して門戸を開きしているというところは非
常に残念でございますが、私どもとし
ては、昨年の趣旨に従って、今後もこ
ういう会社、銀行等に対しまして、
団体を通じて、できるだけ今後とも協
力してもらうように努力をしてまいり
たいと考えております。

○野本吉吉 私は採用試験の結果、
成績が悪いからこれを排除するという
ならわかりますけれども、ひとしく高
等学校の課程を終了したという同じ卒
業証書をもらっているものが、採用試
験を受ける際に、こちらはよろしいが、
こちらはだめだというふうなこの行き
方は、もう高等学校教育というものを
無視している考え方なんです。むし
ろ定時制というものを否定している考
え方なんです。これは定時制はだめ
だ、この考え方を全国的に打ち破つて
いかない限りにおいては、ほんとうの
意味の定時制の振興ということは期待
ができません。だめだということを強く考
えているものですから、そこで社会党の
御提案の三条の二で、いろいろと相当
きつい意味の臨時的な規定が設けられ
ているので、こういう点についてお考
えにならないか、たのしみな点について
疑問を持ちましたので、いまの質問を
したわけであります。

それから次にお伺いしますが、こ
れはきわめて具体的なことですが、
政令によつて除外されている事務職
員、実習助手等がある、それはこの提
案された法律の施行されます場合に、
除外されているもので、この法律で救
われるというか、親切に扱われるとい
うか、大体実数どのくらい予定して
おりますか。

○秋山長造君 お手元に資料をお配り
していただろうのですが、その資料の
一ページ目の一番下のほう、この点を
具体的に書いております。つまり定時
制高等学校に勤務しております実習助
手の総数が千三百三十人、そのうち、
すでに手当を支給されているものが六
百三十人、あとの五百人が支給されて
いない。それからさらにその次の欄に事
務職員、それから事務職員以外の一般
雇用人その他……。

○野本吉吉 そうすると、それと関
係して現在大学の夜間部があるわけ
ですね。そこで大学の夜間部の、こうい
うこれと類似の職種における者の扱いは
どういうふうになっておりますか。こ
れは文部省から。

○秋山長造君 意思を表明する段階ではありませ
んが、最初に申しましたように、高校、
中等教育の問題の重要性、複雑性、そ
の他から考えて、さらに勉強してい
なければならぬと思ひますので、い
ろとお伺いしたわけですが、
これで私の質問を終わります。

○委員(中野文門君) 速記をとめ
て。

○野本吉吉 出ている……そうし
ますと、この法の実施については、類
似の職種との均衡の問題について、さ
らに一応の考慮を要するということに
なるように思ひます。そこで、たいへ
ん長いこといろいろとお聞かせいた
だいて、私、非常に勉強になったんで
ありますが、私は、この法案全体を見
まして、率直に申しまして、次のよう
な感じがしたわけですが、それは、高
校、中等教育の制度充実という非常に
視野からの御提案であります。そこ
に従事している事務職員とか、ある
いは実習助手とかの待遇の改善とい
う狭い一角だけから取り上げられて、
と大事な問題で、この法案に取り入
れば取り入れることのできるであら
うと思ふことの幾つかの点が落とされ
ているという感じが実はいたした
のであります。別にまだ賛成、反対の

○委員(中野文門君) 速記を始め
て。

○委員(中野文門君) 速記を始め
て。

○委員(中野文門君) 速記を始め
て。

○委員(中野文門君) 速記を始め
て。

○委員(中野文門君) 速記を始め
て。

○委員(中野文門君) 速記を始め
て。

○委員(中野文門君) 速記を始め
て。

○委員(中野文門君) 速記を始め
て。

○委員(中野文門君) 速記を始め
て。

○委員(中野文門君) 速記を始め
て。

○委員(中野文門君) 速記を始め
て。

○委員(中野文門君) 速記を始め
て。

○委員(中野文門君) 速記を始め
て。

○委員(中野文門君) 速記を始め
て。

○委員(中野文門君) 速記を始め
て。

○委員(中野文門君) 速記を始め
て。

○委員(中野文門君) 速記を始め
て。

○委員(中野文門君) 速記を始め
て。

○委員(中野文門君) 速記を始め
て。

○委員(中野文門君) 速記を始め
て。

○委員(中野文門君) 速記を始め
て。

○委員(中野文門君) 速記を始め
て。

○委員(中野文門君) 速記を始め
て。

○委員(中野文門君) 速記を始め
て。

○委員(中野文門君) 速記を始め
て。

○委員(中野文門君) 速記を始め
て。

○委員(中野文門君) 速記を始め
て。

○委員(中野文門君) 速記を始め
て。

○委員(中野文門君) 速記を始め
て。

○委員(中野文門君) 速記を始め
て。

○委員(中野文門君) 速記を始め
て。

いじゃないかと思うのですけれども、大した政府に損がいくわけでもないのだけれども。

○委員長(中野文門君) ちよつと速記をやめて。

〔速記中止〕

○委員長(中野文門君) 速記を始め

○秋山長造君 じゃ、いまの御答弁はあとで。十分でやれるかどうかかわらないのですが、一応、私のほうから質問したいことを一まとめにして申し上げますから、ひとつお答えを願いたい。

私この前から御質問をしておると、この前ちよつとばく然としたことだったんですが、こういうことなんです。たとえば美術の関係を考えてみても、古い美術、古美術品というものは、その所管は、大体、文化財保護委員会になっておりますね。ところが近代美術というワケになると、今度は社会教育局のほうの関係、芸術課あたりの所管ということになっていっているんです。ところが、その境目はどうかということになる、たとえば明治時代のもの、狩野芳崖だとか、橋本雅邦だとかいうような人たちの作品は一体どこに入るのかということになりますと、あるものは重要文化財の指定を受けて文化財保護委員会の所管になっている。ところが、そういう指定を受けていないものはおそろく近代美術のワケ内で社会教育局の關係の所管になっているんじゃないかと思ふのですが、そういうことが一つと、それからたとえば博物館にしましても、東京国立博物館、京都国立博物館、奈良国立博物館、こういうものは、これは文化財保護委員会の所管になっているんですね。ところが科学博物館、それから近代美術館、西洋美術館、こういうものは文部省の社会教育局の所管です。別に博物館法というのがあるけれども、国立の博物館、美術館は、全部、博物館法にいう博物館じゃないわけなんです。博物館法にいう博物館というのは公立、私立の博物館だけなんです。国立の博物館、美術館は、その公立、私立の博物館、美術館に準じた扱いを受けて、何か陳列品の輸送の場合に運賃の割引みたいなことの特典を、準じて受けているというよりなところらしいです。それから外国との文化交流、芸術交流というよりなことを、文部大臣も所信表明でも大いに強調されましたし、時代の要請でもあるわけですが、一体どこが窓口になって文化交流が行なわれているのかというと、外務省の情報文化局、あるいは文部省の調査局にある国際文化課というよりな役所が一応あるわけですが、しかし、ほんとうに文化交流をどこがやっておるかといったら、むしろ私は外務省でも文部省でもなくて、新聞社がもっぱら専門に引き受けてやっておられるんじゃないかという感じがするんです。これは私ずつと調べてみた一覽表をここに書いてあるんですが、最近のいろいろな、エジプト美術五千年展、フランス美術展、インド古代美術展、あるいは現代スペイン美術展、版画展、ピカソ展、展、ジャガール展、それから今度近くくるといふ、ミロのピラス、これは新聞社ですね、どこかの新聞がやっているわけなんです。ただ政府のほうは場所を貸しておられる程度、そして何々新聞主催、文部省、外務省後援というよりな形、しかも、それも手狭な場合が多くて、デ

パートなんか借りてやっておる、そうして先日西武デパートの火事あるいは松屋デパートの火事というよりな、そういうことが再々起こっている、これは非常に危険を伴うことなんです。それで結局、本来の陳列館、美術館というものは上野の都の美術館しかないわけですね。あとは博物館その他を使う場合には、すでに陳列してあるものを一時ちよつと片づけて、それを使っておるという程度のことなんです。結局、窓口がどうか、主催者がどうかということと同時に、場所についても非常に不完全、不十分な状態なんです。が、やっぱりこれは本格的な芸術交流、文化交流を行なおうとすれば、やはり国立の美術館という、陳列場ですね、陳列を主とした美術館というものがぜひ要るのではないか、こういうことについて文部省に何か計画があるかどうかということなんです。

それからついでに言つてしまします、第三の点は、三宅坂に予定されておる国立劇場は、大体古典的な芸術の保存というよりな趣旨で、これは文化財保護委員会の所管というより一応されているのではないかと思ふけれども、しかし、実際にはそうばかりでもない、パレーとか、オペラとか、オーケストラとかというよりな新しい文化、芸術部門というの、当然これは扱っていかねばならぬ、このいうことは文部省の社会教育局の所管ということになりまして、どうもさっきの図書館、博物館、美術館の所管にしても、こういうものの所管にしても、また、古い美術、近代美術の区分にしても、海外との文化交流、芸術

交流にしても、一体どこにまとめたひとつの、政府としての、あるいは国としてのまとめた芸術、文化行政の機構なり、あるいは行政そのものが、あるのかということに疑わざるを得ない。どうしてもこれは何か従来の機構のあり方というものを再検討されて、そうして何かまとめた強力な機構というものを打ち立てるべきではなからうか、外国の例なんかみても、たとえば博物館、美術館というよりなものを、フランスあたりはルーブル美術館の中に博物館総局というものを置いて、そうしてこれがまとめた博物館、美術館行政というものをやっておるようです。イギリスあたりは大英博物館というものがすべての博物館をまとめてに掌握をして、そうして計画的な運営をしておるというよりなことも聞くわけなんです。その他、芸術文化省というよりな役所の看板を掲げたものが西

欧諸国にはだんだんありますが、そういうことを十分反省されて、そうして、このままで一体よろしいのかどうか、今後どういうようにやっていかれるおつもりかどうかというよりな点をまずひとつお考え願つて、何らかの新しい、文部大臣としての方針を承つておきたいと思ひます。

○国務大臣(瀧尾弘吉君) 芸術あるいは文化ということになりますと、まことに暗いのでありまして、十分なお答えがしにくいと思ふのでございますが、ただ、私が平素文部行政というものを考えましたときに、いろいろこの辺が欠けているのじゃないかと思つて、いろいろな点を御指摘をいただいたような気がするのであります。御承知の

ように、芸術につきましては、いわゆる文化財の保持、保存、修理というよりなものについては文化財保護委員会をやっている、一般的な芸術、文化の向上普及は社会教育局をやっているという一応の分け方になっております。そうして両方がそれぞれ連絡いたしまして、円滑に仕事を運べるようにとやっているわけでございますが、何と申しまして、御指摘にもありましたように、古い時代のいわゆる古美術、そういつたふうな、いわゆる文化財に対する行政は、おかげさまでだんだんと進んではきていると思ふのでありますけれども、現在の文化のさらに向上発展をはかる、こういうふうな観点からみれば場合には、文部行政まことに乏しいということを感じるのであります。同時にまた、今日では、外国とのいわゆる文化交流、芸術交流等も盛んになってきたのでありますけれども、これにつきましても、御指摘のように、政府としてのこの芸術、文化の交流を行なうのにつきまして、十分なまとめた組織機構がない、欠けているというよりな私も思ふのであります。あるいは外務省、あるいは文部省、その他の所管省におきまして今日までやつてまいっておりますけれども、決して十分とはいえないし、同時にまた、むしろ民間の努力によりまして文化交流が行なわれているよりな姿のほうが多いのであります。私は、やはり国あるいは国のかわりと申しますか、公の性格を持った何らかの仕組みをもつて、国際文化交流等もまづ本筋としてやれるような仕組みが要るのじゃないかというよりなことを感ずるものであります。また、この種の

文化財を陳列する場所につきましても、決して十分とはいえないと思うのであります。これは中央、地方を通じて、やはりこういう施設の充実もはかつてまいらなければならぬと思うのであります。

国立劇場がおかげさまでだんだんと目鼻がついてまいりましたが、やはり新しい時代における演劇、こういうふうなものについての場所を考えると、うなも確かに必要なことだと考えるわけでありまして、それこれ考えましても、私は、実はいま明確な構想を持っているわけではもちろんございませ

ん。そういうふうな点がどうもいままでの文部省の行政からいって手薄いのではないかと、何かそこを感ぜておられるので、何かそこに方法はなかりかといふことを思ひ続けておられるわけでございますが、なかなか手が回りかねて

いるような現在の状況でございます。私、いまはつきりしたことを申し上げる具体的な構想があるわけではござい

ませんけれども、この芸術、文化に関する行政機構というふうな問題について、もっと検討をする必要があるとい

う程度には実は考えているわけであり

ます。だんだんとその方面のことと検討してまいりたいと存じておりますが、何と申しましたも、現在は予算面におきましても、もつともっと充実しなればならぬと思つておられます。組織機構の点において、どうも行政が伸びないといふ感じがして、将来ひとつ勉強をさせていただきたい、かように思つておられる次第でございます。

○秋山長造君 それで、その点についてゆつくり御質問できないのですか、

また、あらためますが、そこまで大臣がお考えになつておられるし、また、大臣がなかなか積極的にこの芸術文化行政といふものと取り組もうといふ心がまえのようでは、どうもなかなかならぬ、何らかの専門家を集められて、そういうところの知恵を借りるという意味で、中教審だ何だといふものはあるのですが、そういうものとは別に、こういう方面の深い素養を持った専門家に芸術文化行政のあり方といふものについて知恵を借りられる、諮問される、そういうことをお考えになつたらどうかと思つておられる、いかがですか。

○国務大臣(尾崎弘吉君) そういうことも考えないではないのでありますけれども、まだ具体化するところまで至つておりませんが、適当な方法でもつてそういう方面の人の意見等を聞く機会はずいぶん持たせたいと思つておられます。適切な御示唆だと思つてお

十分検討してみたいと思つておられます。

○委員長(中野文門君) ちょっと速記とめてください。

〔速記中止〕

○委員長(中野文門君) 速記起こし

○秋山長造君 さっきの続きですが、これは文部省のほうに聞いたほうがいいと思つておられますが、文化功労者の選考の手続について、この前文部省にもお尋ねし、大臣にお尋ねしたのでありますが、これは選考基準といふようなものがあるのですか、どうですか。あるいは選考基準とはつきりしたものでなくとも、何か内規のようなものでも文部省は持つてやつておられるのですか、どう

○説明員(安達健二君) はつきり文書でこういふ基準というようものを定めてはございせん。選考委員会の委員の任期が一年でございまして、大体ある程度前の方もお入りになりました。そして、大体の考え方を統一しつゝ毎年法的に御審査を願ひ、こういうことになつておられますので、文書でもつてこういふ基準といふものはございせん。

○秋山長造君 やはりこの前からおつ

しやつておられるうちに、そうすると、何にもない。とにかく一切選考を委員にまかせきり、そしてそれであがつてきたものをそのまま認める。こういうことでもやつておられるわけですね。

○説明員(安達健二君) 選考審査会の委員の選考にあたりまして、いろいろな各分野から學術、芸術、あるいは學術、芸術等につきましてもそれぞれ広い分野から委員の方々をお願いいたしまして、それによつてまたその選考される方が公正妥当で、しかも高い視野の方をお願いいたしておられますので、大体においてわれわれといたしましては、選考において十分期待にこたえるようなことをやつていただいておりますものと考へておるわけでございます。

○秋山長造君 文化勲章の受章者の選考をこの文化功労者の選考審査会でやつておられるわけですね。これは別に法的な根拠があつてやつておられるのじゃないに、慣例としてやつておられるのだと思つておられますが、何か根拠があるのですか。

○説明員(安達健二君) 文化勲章の制度が戦前からございまして、昭和二十四年の文化勲章の受章者の選考から、文化勲章受章者選考委員といふものを委嘱いたしました。文部大臣が閣議諮議する場合に選考についての御相談をするといふことを始めたわけでございます。それで昭和二十六年になりまして、文化功労者年金法が成立いたしました。その法律で文化功労者選考審査会の制度が設けられたわけでございます。その際、文化功労者選考審査会

の委員に、同時に文化勲章受章者候補者の選考をお願いするといふような形になつて、現在、文化功労者選考審査会の委員の方々は、同時に文化勲章受章候補者の選考をお願いするといふ、こういう慣例になつておられるわけでございます。

○秋山長造君 結局慣例であるといつておられると思つておられますが、これは何ですか、今後このまま慣例をずっと踏襲されるつもりですか。あるいは文化勲章については何かあらためて別個の選考機関といふものを設けられるようなおつもりがあるのかどうか、どうですか、そういうことは問題になつたことはないかどうか。

○説明員(安達健二君) ただいまの制度と申しますか、慣例でいくといふことと以外に、特に最近これをどうこうといふ意見は出ておりません。

○秋山長造君 これは大臣にお尋ねしたほうがいいかと思つておられますが、政務次官も見えませんでしたから、ちょっとお尋ねするのですが、今度、政府のほうで生存者叙勲を実施されるようですが、この生存者叙勲は、閣議決定でおやりになるわけですが、この文化勲章の受章者の選考については一体どうされるのですか、やはり文化勲章についてだけは、これは生存者叙勲とは別に、従来どおり別個にこの選考審査会にまかせきりにして、そしてその選考審査会の審査をそのまま取り入れてやつていかれるということかどうか、この点。

○政府委員(八木徹雄君) おつしやるのとおり、文化勲章についてはいままでどおり、生存者叙勲とは別に、引き続き行なうといふことでございます。

○秋山長造君 それは引き続き行なわれるといふことは、これははつきり確認されておることですか。

○政府委員(八木徹雄君) さうでございます。

○秋山長造君 さっき大臣に大急ぎでお尋ねしたときにちょっと触れたのですが、博物館行政についてこの機会にお尋ねしておきたいと思つておられますが、国立博物館、美術館は博物館法の適用外といふことになつておられるのは、これはどういふ理由でこういふことになつておられるのですか。どなたか説明してください。

○政府委員(斎藤正君) 博物館法は、先ほど先生御指摘のように、公立博物館と私立博物館に關することだけあるわけでございますが、実はこの立て方といたしましては、公立ないし私立の博物館の一定の水準を維持する、人的にも物的にもその水準を維持し、また必要な場合には助成をするといふ考へ方が主でございまして、理論的には先生のおつしやるような検討すべき点があるわけでございますが、その登録でありますとか、あるいは水準の維持といふものは、国が直接設置いたしたものににつきましては措置をするであらうといふ前提もあらうかと思つておられます。しかし、博物館全体を抑えますために、現行の博物館法が完全であるかどうか

は、なお検討すべき問題があらうかと思ひます。

○秋山長造君 結局、博物館振興法は、あなたのほうの所管だと思ひますが、博物館法——実質的な博物館振興法みたいなものですね。

○政府委員(齋藤正君) その性格が一定の水準を維持し、かつ振興するといふ観点が強ひと思ひます。

○秋山長造君 これも齋藤局長にお尋ねしてどうなるものでもないけれども、どうも博物館にしても、同じ国立の博物館にしても、それぞれに所管が違ふわけなんですね。これは何かそれ相當の経緯というものがあつたのかしらぬけれども、どうももう少しまとまつたやり方ができぬものかという疑問を持つのです。

それから、これは文化財のほうにお尋ねしますが、さつきもちょっと触れたのですけれども、明治以降の絵画その他の美術品で、あなたのほうの重要な文化財に指定されておるものがどのくらいあるのか、もしわかつたらちよつとその種類と、それから幾つあるかという数を教えてください。

○政府委員(宮地茂君) いわゆる明治美術品でございますが、これは六件ございます。狩野芳崖、橋本雅邦、菱田春草の作品がそれぞれ二件ずつ、計六件、このように承知いたしております。

○秋山長造君 これもついでにお尋ねをするわけですが、例の富岡鉄斎のものは、これはどちらの所管になるのですか。社会教育局の關係とあなたの文化財の關係とどちらの所管になつてゐるのですか。

○政府委員(宮地茂君) 先ほど大臣への御質問もございましたが、いわゆる文化財保護委員会が所管するののか、社会教育局が所管するののか、これはボーダーラインになりますと、同じく美術の工芸品でございますし、芸術品でございますので、勢い特に年代等でも明治等になりますと、いろいろ問題があるのでございますが、先ほど大臣が申しましたように、文化財といつたしまし

ては、文化的な所産であつても、社会教育局の所管でもつて、科学博物館等いろいろな動物の骨等があつたりして科学博物館に飾られておりますが、そういうものじやなく、人工を加えて人工的な所産といつたようなものの保存といふことを文化財保護委員会は考へてゐる。社会教育局のほうは、芸術的、文化的なそういうものの普及、向上をはかつておられるというふうなことで、見方によりまして、同じもので両者に關連する場合もございますが、大体私ども文化財保護委員会と本省社会教育局、それぞれの所管いたします博物館、美術館の保管關係では、大体二十世紀以前は原則として文化財が所管し、二十世紀以降のものは社会教育局のほうでという原則でございますが、大体そのくらいの原則で、両者が從來から連絡、協調して事に当たつてゐるわけでございます。

○秋山長造君 二十世紀ということになりますと、明治で言へば三十年前後が境になるのですか。

○政府委員(齋藤正君) ただいまの文化財事務局局長の説明を補足いたしますと、原則といつたしまして、十九世紀の古典的なものは国立博物館に、二十世紀のものは近代美術館ということにし

ておりますけれども、わが國の美術史の中で、明治二十年あるいは三十年といふのは非常な変革期でございます。したがつて、そういう原則は立てますけれども、二十年あるいは三十年、あるいは四十年に少しかかるといふようなところの作品は、個々の作家、作品について検討して両者で考えなければいけない点があるといふふうに思ひます。しかし、具体的な問題として、從來、保管につきまして原則も個々の取扱いも連絡は十分でございます。最近、美術家に私どもをまじへまして、相互に連絡いたしました。作品の相互転換ということをはかるように措置してゐるわけでございます。原則といつたしましては、先ほど文化財の事務局局長の申したとおりでございます。

○秋山長造君 もう一問だけお尋ねします。これは文化財事務局局長にお尋ねするのですけれども、委員が五人おられますね。この方々は、大体役所に何日に一回出ておられますか。

○政府委員(宮地茂君) 私のほうは、これは法律でも何でもございせん。定例委員会といつたしまして一週一回の定例委員会は、これは年間を通じまして、ほとんど九分九厘どおり一回の定例会をいたしております。それから臨時に委員会を招集することもございます。

○秋山長造君 毎週一回の定例委員会への委員の先生方の出席情況はどうなのですか、参考に聞いておきたい。

○政府委員(宮地茂君) 出席率は一〇〇%に近い、もうほとんどどなたも御欠席なさる方はございせん。

○委員長(中野文門君) 速記をとめて。

○委員長(中野文門君) 速記を起こして。

文化功勞者年金法の一部を改正する法律案に対する質疑は、本日はこの程度で終了いたします。本日はこれをもって散会いたしませう。

午後二時三十九分散会

三月六日本委員会に左の案件を付託された。

一、国立学校設置法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は一月二十九日)

三月六日本委員会に左の案件を付託された。

一、国内産牛乳による学校給食制度の法制化に關する請願(第七九八号)(第八四四号)(第八四七号)(第八五四号)(第八五五号)(第八七九号)(第九〇八号)(第九四〇号)

一、靖國神社の國家護持に關する請願(第八〇四号)(第八〇五号)(第八〇六号)(第八〇七号)(第八〇八号)(第八〇九号)(第八一〇号)(第八一一号)(第八一二号)(第八一三号)(第八一四号)(第八一五号)(第八一六号)(第八一七号)(第八一八号)(第八一九号)(第八二〇号)(第八二一号)(第八二二号)(第八二三号)(第八二四号)(第八二五号)(第八二六号)(第八二七号)(第八二八号)(第八二九号)(第八三〇号)(第八三一号)(第八三二号)(第八三三号)(第八三四号)(第八三五号)(第八三六号)(第八三七号)(第八三八号)(第八三九号)(第八四〇号)(第八四一号)(第八四二号)(第八四三号)(第八四四号)(第八四五号)(第八四六号)(第八四七号)(第八四八号)(第八四九号)(第八五〇号)(第八五一号)(第八五二号)(第八五三号)(第八五四号)(第八五五号)(第八五六号)(第八五七号)(第八五八号)(第八五九号)(第八六〇号)(第八六一号)(第八六二号)(第八六三号)(第八六四号)(第八六五号)(第八六六号)(第八六七号)(第八六八号)(第八六九号)(第八七〇号)(第八七一号)(第八七二号)(第八七三号)(第八七四号)(第八七五号)(第八七六号)(第八七七号)(第八七八号)(第八七九号)(第八八〇号)(第八八一号)(第八八二号)(第八八三号)(第八八四号)(第八八五号)(第八八六号)(第八八七号)(第八八八号)(第八八九号)(第八九〇号)(第八九一号)(第八九二号)(第八九三号)(第八九四号)(第八九五号)(第八九六号)(第八九七号)(第八九八号)(第八九九号)(第九〇〇号)

一、国内産牛乳による学校給食制度の法制化に關する請願(第七九八号)(第八四四号)(第八四七号)(第八五四号)(第八五五号)(第八七九号)(第九〇八号)(第九四〇号)

一、靖國神社の國家護持に關する請願(第八〇四号)(第八〇五号)(第八〇六号)(第八〇七号)(第八〇八号)(第八〇九号)(第八一〇号)(第八一一号)(第八一二号)(第八一三号)(第八一四号)(第八一五号)(第八一六号)(第八一七号)(第八一八号)(第八一九号)(第八二〇号)(第八二一号)(第八二二号)(第八二三号)(第八二四号)(第八二五号)(第八二六号)(第八二七号)(第八二八号)(第八二九号)(第八三〇号)(第八三一号)(第八三二号)(第八三三号)(第八三四号)(第八三五号)(第八三六号)(第八三七号)(第八三八号)(第八三九号)(第八四〇号)(第八四一号)(第八四二号)(第八四三号)(第八四四号)(第八四五号)(第八四六号)(第八四七号)(第八四八号)(第八四九号)(第八五〇号)(第八五一号)(第八五二号)(第八五三号)(第八五四号)(第八五五号)(第八五六号)(第八五七号)(第八五八号)(第八五九号)(第八六〇号)(第八六一号)(第八六二号)(第八六三号)(第八六四号)(第八六五号)(第八六六号)(第八六七号)(第八六八号)(第八六九号)(第八七〇号)(第八七一号)(第八七二号)(第八七三号)(第八七四号)(第八七五号)(第八七六号)(第八七七号)(第八七八号)(第八七九号)(第八八〇号)(第八八一号)(第八八二号)(第八八三号)(第八八四号)(第八八五号)(第八八六号)(第八八七号)(第八八八号)(第八八九号)(第八九〇号)(第八九一号)(第八九二号)(第八九三号)(第八九四号)(第八九五号)(第八九六号)(第八九七号)(第八九八号)(第八九九号)(第九〇〇号)

一、国内産牛乳による学校給食制度の法制化に關する請願(第七九八号)(第八四四号)(第八四七号)(第八五四号)(第八五五号)(第八七九号)(第九〇八号)(第九四〇号)

一、靖國神社の國家護持に關する請願(第八〇四号)(第八〇五号)(第八〇六号)(第八〇七号)(第八〇八号)(第八〇九号)(第八一〇号)(第八一一号)(第八一二号)(第八一三号)(第八一四号)(第八一五号)(第八一六号)(第八一七号)(第八一八号)(第八一九号)(第八二〇号)(第八二一号)(第八二二号)(第八二三号)(第八二四号)(第八二五号)(第八二六号)(第八二七号)(第八二八号)(第八二九号)(第八三〇号)(第八三一号)(第八三二号)(第八三三号)(第八三四号)(第八三五号)(第八三六号)(第八三七号)(第八三八号)(第八三九号)(第八四〇号)(第八四一号)(第八四二号)(第八四三号)(第八四四号)(第八四五号)(第八四六号)(第八四七号)(第八四八号)(第八四九号)(第八五〇号)(第八五一号)(第八五二号)(第八五三号)(第八五四号)(第八五五号)(第八五六号)(第八五七号)(第八五八号)(第八五九号)(第八六〇号)(第八六一号)(第八六二号)(第八六三号)(第八六四号)(第八六五号)(第八六六号)(第八六七号)(第八六八号)(第八六九号)(第八七〇号)(第八七一号)(第八七二号)(第八七三号)(第八七四号)(第八七五号)(第八七六号)(第八七七号)(第八七八号)(第八七九号)(第八八〇号)(第八八一号)(第八八二号)(第八八三号)(第八八四号)(第八八五号)(第八八六号)(第八八七号)(第八八八号)(第八八九号)(第八九〇号)(第八九一号)(第八九二号)(第八九三号)(第八九四号)(第八九五号)(第八九六号)(第八九七号)(第八九八号)(第八九九号)(第九〇〇号)

一、国内産牛乳による学校給食制度の法制化に關する請願(第七九八号)(第八四四号)(第八四七号)(第八五四号)(第八五五号)(第八七九号)(第九〇八号)(第九四〇号)

一、靖國神社の國家護持に關する請願(第八〇四号)(第八〇五号)(第八〇六号)(第八〇七号)(第八〇八号)(第八〇九号)(第八一〇号)(第八一一号)(第八一二号)(第八一三号)(第八一四号)(第八一五号)(第八一六号)(第八一七号)(第八一八号)(第八一九号)(第八二〇号)(第八二一号)(第八二二号)(第八二三号)(第八二四号)(第八二五号)(第八二六号)(第八二七号)(第八二八号)(第八二九号)(第八三〇号)(第八三一号)(第八三二号)(第八三三号)(第八三四号)(第八三五号)(第八三六号)(第八三七号)(第八三八号)(第八三九号)(第八四〇号)(第八四一号)(第八四二号)(第八四三号)(第八四四号)(第八四五号)(第八四六号)(第八四七号)(第八四八号)(第八四九号)(第八五〇号)(第八五一号)(第八五二号)(第八五三号)(第八五四号)(第八五五号)(第八五六号)(第八五七号)(第八五八号)(第八五九号)(第八六〇号)(第八六一号)(第八六二号)(第八六三号)(第八六四号)(第八六五号)(第八六六号)(第八六七号)(第八六八号)(第八六九号)(第八七〇号)(第八七一号)(第八七二号)(第八七三号)(第八七四号)(第八七五号)(第八七六号)(第八七七号)(第八七八号)(第八七九号)(第八八〇号)(第八八一号)(第八八二号)(第八八三号)(第八八四号)(第八八五号)(第八八六号)(第八八七号)(第八八八号)(第八八九号)(第八九〇号)(第八九一号)(第八九二号)(第八九三号)(第八九四号)(第八九五号)(第八九六号)(第八九七号)(第八九八号)(第八九九号)(第九〇〇号)

八九四号)(第九〇四号)(第九〇五号)(第九一五号)(第九一六号)

一、児童の榮養改善に關する請願(第八二四号)

一、日本学校安全会事務費國庫補助増額に關する請願(第八三〇号)

一、建國記念の日制定に關する請願(第九〇三号)

一、大学入學志願者急増対策促進に關する請願(第九三〇号)

一、高等学校建築費等の國庫補助を義務制なみにする等の請願(第九四六号)(第九四七号)(第九四八号)(第九四九号)(第九五〇号)(第九五五号)(第九五七号)

第七九八号 昭和三十九年二月二十一日受理

国内産牛乳による学校給食制度の法制化に關する請願

請願者 長野県更級郡信更村大字野口八〇〇 信田農業協同組合長 西村弘 夫外四百二十二名

紹介議員 木内 四郎君

この請願の趣旨は、第六九六号と同じである。

第八四四号 昭和三十九年二月二十二日受理

国内産牛乳による学校給食制度の法制化に關する請願

請願者 長野県下伊那郡千代村大字千代二、二三三 千代村農業協同組合長 北沢明三外二千三百十二名

紹介議員 木内 四郎君

この請願の趣旨は、第六九六号と同じ

第八四四号 昭和三十九年二月二十二日受理

国内産牛乳による学校給食制度の法制化に關する請願

請願者 長野県下伊那郡千代村大字千代二、二三三 千代村農業協同組合長 北沢明三外二千三百十二名

紹介議員 木内 四郎君

この請願の趣旨は、第六九六号と同じ

第八四四号 昭和三十九年二月二十二日受理

国内産牛乳による学校給食制度の法制化に關する請願

請願者 長野県下伊那郡千代村大字千代二、二三三 千代村農業協同組合長 北沢明三外二千三百十二名

紹介議員 木内 四郎君

この請願の趣旨は、第六九六号と同じ

第八四四号 昭和三十九年二月二十二日受理

国内産牛乳による学校給食制度の法制化に關する請願

請願者 長野県下伊那郡千代村大字千代二、二三三 千代村農業協同組合長 北沢明三外二千三百十二名

紹介議員 木内 四郎君

この請願の趣旨は、第六九六号と同じ

第八四四号 昭和三十九年二月二十二日受理

国内産牛乳による学校給食制度の法制化に關する請願

請願者 長野県下伊那郡千代村大字千代二、二三三 千代村農業協同組合長 北沢明三外二千三百十二名

紹介議員 木内 四郎君

この請願の趣旨は、第六九六号と同じ

である。

第八四七号 昭和三十三年二月二十二日受理

国内産牛乳による学校給食制度の法制化に関する請願(六通)

請願者 静岡県島田市道悦島六〇〇 齊藤伝治外百二十三名

紹介議員 鈴木 万平君

この請願の趣旨は、第九二号と同じである。

第八五四号 昭和三十三年二月二十四日受理

国内産牛乳による学校給食制度の法制化に関する請願(七十通)

請願者 静岡県引佐郡三ヶ日町大谷 中村明雄外五千名

紹介議員 栗原 祐幸君

この請願の趣旨は、第九二号と同じである。

第八五五号 昭和三十三年二月二十四日受理

国内産牛乳による学校給食制度の法制化に関する請願(五通)

請願者 静岡県浜松市西ヶ崎町二、三九一 北島千代吉外五百二十三名

紹介議員 太田 正孝君

この請願の趣旨は、第九二号と同じである。

第八七九号 昭和三十三年二月二十五日受理

国内産牛乳による学校給食制度の法制化に関する請願

請願者 長野県南安曇郡三郷村小倉四、〇二三 藤原幸男外五百五十九名

紹介議員 木内 四郎君

この請願の趣旨は、第六九六号と同じである。

第九〇八号 昭和三十三年二月二十六日受理

国内産牛乳による学校給食制度の法制化に関する請願

請願者 長野県上伊那郡箕輪町 原茂人外二千六百七十七名

紹介議員 木内 四郎君

この請願の趣旨は、第六九六号と同じである。

第九四〇号 昭和三十三年二月二十七日受理

国内産牛乳による学校給食制度の法制化に関する請願

請願者 長野県上伊那郡辰野町小野 小野文一外五千六十四名

紹介議員 木内 四郎君

この請願の趣旨は、第六九六号と同じである。

第八〇四号 昭和三十三年二月二十一日受理

靖国神社の国家護持に関する請願

請願者 鹿児島県熊毛郡上屋久町一添 小倉伴次郎外五十九名

紹介議員 西郷吉之助君

この請願の趣旨は、第四〇三号と同じである。

第八〇五号 昭和三十三年二月二十一日受理

靖国神社の国家護持に関する請願(二通)

請願者 鹿児島県日置郡吹上町中原二、九〇五 田中文子外三千二百八十九名

紹介議員 川上 為治君

この請願の趣旨は、第四〇三号と同じである。

第八〇六号 昭和三十三年二月二十一日受理

靖国神社の国家護持に関する請願(三通)

請願者 鹿児島県薩摩郡高城町麓一、五七一 中保政義外二千七百三十名

紹介議員 迫水 久常君

この請願の趣旨は、第四〇三号と同じである。

第八〇七号 昭和三十三年二月二十一日受理

靖国神社の国家護持に関する請願(三通)

請願者 大阪府大淀区長柄浜通三ノ二 茂刈登二朗外七千四百六十六名

紹介議員 赤間 文三君

この請願の趣旨は、第四〇三号と同じである。

第八〇八号 昭和三十三年二月二十一日受理

靖国神社の国家護持に関する請願(四通)

請願者 鹿児島県姶良郡牧園町下津川三五七 高木清信外千八百六十二名

紹介議員 田中 茂穂君

この請願の趣旨は、第四〇三号と同じである。

第八〇九号 昭和三十三年二月二十一日受理

靖国神社の国家護持に関する請願(六通)

請願者 山口県美祿市大嶺西分二、五五八 吉村盛嗣外二万六千三百八十八名

紹介議員 二本 謙吾君

この請願の趣旨は、第四〇三号と同じである。

第八一〇号 昭和三十三年二月二十一日受理

靖国神社の国家護持に関する請願(六通)

請願者 山口県阿武郡河東町大字徳佐中一、四八八

三浦仲治外五万四千二百五十一名

紹介議員 江藤 智君

この請願の趣旨は、第四〇三号と同じである。

第八一一号 昭和三十三年二月二十一日受理

靖国神社の国家護持に関する請願(八通)

請願者 山口市大字仁保下郷上田守三外四万五千九百三十五名

紹介議員 吉武 恵市君

この請願の趣旨は、第四〇三号と同じである。

第八一二号 昭和三十三年二月二十一日受理

靖国神社の国家護持に関する請願(二通)

請願者 茨城県行方郡麻生町麻生 曳野武夫外四万三千九百四十八名

紹介議員 那 祐一君

この請願の趣旨は、第四〇三号と同じである。

第八一三号 昭和三十三年二月二十一日受理

靖国神社の国家護持に関する請願(三十一通)

請願者 茨城県新治郡新治村大字大畑 中川宏外十四万四千二百十三名

紹介議員 徳永 正利君

この請願の趣旨は、第四〇三号と同じである。

第八一四号 昭和三十三年二月二十一日受理

靖国神社の国家護持に関する請願(三通)

請願者 千葉県君津郡大佐和町亀田五四二 沢辺徳治外八万六千三百十三名

紹介議員 小沢久太郎君 木島義夫君

この請願の趣旨は、第四〇三号と同じである。

第八一五号 昭和三十九年二月二十一日受理

靖国神社の国家護持に関する請願（二通）

請願者 群馬県前橋市清王寺町

三〇六 松原嘉起外五千五百六十四名

紹介議員 木暮武太夫君

この請願の趣旨は、第四〇三号と同じである。

第八一六号 昭和三十九年二月二十一日受理

靖国神社の国家護持に関する請願（二通）

請願者 群馬県伊勢崎市紺屋町

五〇 美原ゆき外四千八百七十一名

紹介議員 最上 英子君

この請願の趣旨は、第四〇三号と同じである。

第八一七号 昭和三十九年二月二十一日受理

靖国神社の国家護持に関する請願

請願者 横浜市中区山下町七〇

財団法人神奈川県遺族会長 佐藤信外八万九千八百四十六名

紹介議員 河野 謙三君 徳永 正利君

この請願の趣旨は、第四〇三号と同じである。

第八一八号 昭和三十九年二月二十一日受理

靖国神社の国家護持に関する請願

請願者 埼玉県浦和市高砂町三

ノ四二埼玉県遺族連合会内 野口堅三郎外八万一千三百五十一名

紹介議員 上原 正吉君

この請願の趣旨は、第四〇三号と同じである。

第八一九号 昭和三十九年二月二十一日受理

靖国神社の国家護持に関する請願

請願者 富山県砺波市本町二番

三三 渡辺節乃外四千二百三十七名

紹介議員 櫻井 志郎君

この請願の趣旨は、第四〇三号と同じである。

第八二〇号 昭和三十九年二月二十一日受理

靖国神社の国家護持に関する請願

請願者 群馬県新田郡尾島町大

字世良田一、三八〇 森徹也外二千三十一名

紹介議員 野本 品吉君

この請願の趣旨は、第四〇三号と同じである。

第八二二号 昭和三十九年二月二十一日受理

靖国神社の国家護持に関する請願

請願者 群馬県山田郡大岡々町

大字大岡々九四二 左 手七五三吉外千六百十名

紹介議員 丸茂 重貞君

この請願の趣旨は、第四〇三号と同じである。

第八四一号 昭和三十九年二月二十一日受理

靖国神社の国家護持に関する請願

請願者 鳥取市上町八五鳥取県

遺族会館内財団法人鳥取県遺族会会長 大丸 義男外二万三千百九十一名

紹介議員 仲原 善一君

この請願の趣旨は、第四〇三号と同じである。

第八四二号 昭和三十九年二月二十一日受理

靖国神社の国家護持に関する請願

請願者 宮城県仙台市荒井町中

四二 萱場三郎外二万九千八百五十名

紹介議員 高橋進太郎君 村松 久義君

この請願の趣旨は、第四〇三号と同じである。

第八四九号 昭和三十九年二月二十一日受理

靖国神社の国家護持に関する請願

請願者 香川県小豆郡池田町

八木友一外七千三百四十七名

紹介議員 平井 太郎君

この請願の趣旨は、第四〇三号と同じである。

第八五〇号 昭和三十九年二月二十一日受理

靖国神社の国家護持に関する請願（八通）

請願者 北海道旭川市六条十丁

目 井川伊平外二万四千七百五十三名

紹介議員 堀 末治君 岡村文 四郎君 西田 信一君 井川 伊平君

この請願の趣旨は、第四〇三号と同じである。

第八五一号 昭和三十九年二月二十一日受理

靖国神社の国家護持に関する請願（二通）

請願者 栃木県宇都宮市岩倉町

一、〇一六 佐藤清一郎外四万七千八百八十八名

紹介議員 坪山 徳弥君 植竹 春彦君

この請願の趣旨は、第四〇三号と同じである。

第八五六号 昭和三十九年二月二十四日受理

靖国神社の国家護持に関する請願

請願者 北海道余市郡赤井川村

片山文夫外二千二百八十七名

紹介議員 徳永 正利君

この請願の趣旨は、第四〇三号と同じである。

第八五七号 昭和三十九年二月二十四日受理

靖国神社の国家護持に関する請願（五通）

請願者 三重県上野市野間 岡

靖国神社の国家護持に関する請願（八通）

請願者 静岡県袋井市国本 大

橋誠兵外一万八千八百名

紹介議員 太田 正孝君

この請願の趣旨は、第四〇三号と同じである。

第八五八号 昭和三十九年二月二十四日受理

靖国神社の国家護持に関する請願（七通）

請願者 静岡県安倍郡玉川村落

合安倍郡遺族会内 滝 浪黄雄外一万八千七百二名

紹介議員 鈴木 万平君

この請願の趣旨は、第四〇三号と同じである。

第八五九号 昭和三十九年二月二十四日受理

靖国神社の国家護持に関する請願（九通）

請願者 静岡県富士郡鷹岡町入

山瀬八一ノ一富士郡遺族会内 秋山由蔵外三万二千四百八十二名

紹介議員 栗原 祐幸君

この請願の趣旨は、第四〇三号と同じである。

第八六〇号 昭和三十九年二月二十四日受理

靖国神社の国家護持に関する請願（五通）

請願者 三重県上野市野間 岡

田栄吉外三万二千二百四十二名

紹介議員 斎藤 昇君

この請願の趣旨は、第四〇三号と同じである。

第八六一号 昭和三十三年二月二十四日受理

靖国神社の国家護持に関する請願（五通）

請願者 茨城県真壁郡明野町宮後 国府田仁平外九千五百四十九名

紹介議員 鈴木 一司君

この請願の趣旨は、第四〇三号と同じである。

第八六二号 昭和三十三年二月二十四日受理

靖国神社の国家護持に関する請願（五通）

請願者 山形市大手町九ノ二七土門寛外八千二百二十一名

紹介議員 村山 道雄君

この請願の趣旨は、第四〇三号と同じである。

第八六三号 昭和三十三年二月二十四日受理

靖国神社の国家護持に関する請願（三通）

請願者 三重県名張市赤目町一ノ井 清水吉兵衛外一万七千四百四十八名

紹介議員 井野 碩哉君

この請願の趣旨は、第四〇三号と同じ

である。

第八六四号 昭和三十三年二月二十四日受理

靖国神社の国家護持に関する請願（三通）

請願者 三重県阿山郡伊賀町愛田 久保源兵衛外一万九千八百八十二名

紹介議員 稻浦 鹿蔵君

この請願の趣旨は、第四〇三号と同じである。

第八六五号 昭和三十三年二月二十四日受理

靖国神社の国家護持に関する請願（二通）

請願者 山形県西田川郡温海村大字湯温海 五十嵐茂作外三千九百五十七名

紹介議員 白井 勇君

この請願の趣旨は、第四〇三号と同じである。

第八六六号 昭和三十三年二月二十四日受理

靖国神社の国家護持に関する請願

請願者 京都市下京区中堂寺壬生川町七 北村福雄外八千名

紹介議員 大野木秀次郎君 井上清一君 植木光教君

この請願の趣旨は、第四〇三号と同じである。

第八六七号 昭和三十三年二月二十四日受理

靖国神社の国家護持に関する請願（二通）

請願者 福島県白河市宇道場小路四七 小野亀二郎外二千九百二十二名

紹介議員 石原幹市郎君

この請願の趣旨は、第四〇三号と同じである。

第八八〇号 昭和三十三年二月二十五日受理

靖国神社の国家護持に関する請願

請願者 長野県大町市平駒沢勝市外二千四百四十六名

紹介議員 木内 四郎君

この請願の趣旨は、第四〇三号と同じである。

第八九一号 昭和三十三年二月二十五日受理

靖国神社の国家護持に関する請願

請願者 兵庫県保田郡林田町上伊勢 岩谷源治外二万六千三百七十四名

紹介議員 中野 文門君

この請願の趣旨は、第四〇三号と同じである。

第八九四号 昭和三十三年二月二十五日受理

靖国神社の国家護持に関する請願（五通）

請願者 広島市鉄砲屋町六〇。広島県遺族会内 田頭新太郎外四万九千三百八十三名

紹介議員 源田 実君 川野三晴君 岩沢 忠恭君

この請願の趣旨は、第四〇三号と同じである。

第九〇四号 昭和三十三年二月二十五日受理

靖国神社の国家護持に関する請願（八通）

請願者 秋田県南秋田郡琴沢村松戸字小深見 木元金之助外九千三百二十七名

紹介議員 松野 孝一君

この請願の趣旨は、第四〇三号と同じである。

第九〇五号 昭和三十三年二月二十五日受理

靖国神社の国家護持に関する請願

請願者 香川県坂出市明神町清水能澄外八千七百六十九名

紹介議員 津島 壽一君

この請願の趣旨は、第四〇三号と同じである。

第九一五号 昭和三十三年二月二十六日受理

靖国神社の国家護持に関する請願（十通）

請願者 愛知県小牧市大字岩崎二、四八一小牧市遺族会内 丹羽欽治外七万一千五百七十七名

紹介議員 草葉 隆圓君

この請願の趣旨は、第四〇三号と同じである。

第九一六号 昭和三十三年二月二十六日受理

靖国神社の国家護持に関する請願（百四通）

請願者 徳島市上八万町 中西広近外二万七千四百六十二名

紹介議員 紅露 みつ君

この請願の趣旨は、第四〇三号と同じである。

第八二四号 昭和三十三年二月二十一日受理

学童の栄養改善に関する請願（三通）

請願者 熊本市若葉町二九 西郷とし外二名

紹介議員 野上 進君

この請願の趣旨は、第二一号と同じである。

第八三〇号 昭和三十三年二月二十一日受理

日本学校安全会事務費国庫補助増額に関する請願

請願者 愛媛県議会議長 宇都宮光明

紹介議員 増原 恵吉君

日本学校安全会の事業を充実強化するため、同会事務費二億二千二百六十万円的全額を国庫から補助せられたいとの請願。

全国児童生徒の災害給付件数は、昭和三十五年度三十七万七千五百五十五件と毎年度増加し、三十八年度以降も相当件数の増加が推測される。安全会事務費の全額を国庫から補助されることによつて、同会発足当初から強く要望してきたとおり災害防止対策関係費を大幅

に増額でき、普及啓発事業の活発化を図りうるとともに、共済掛金はすべて給付資金に充当し、給付事業を一段と強化することが可能である。

第九〇三号 昭和三十九年二月二十五日受理

建國記念の日制定に関する請願

請願者 秋田市牛島庚塚三三 佐々木奎文外七十三名

紹介議員 松野 孝一君

建國記念の日をすみやかに制定せられたいとの請願

現行の国民の祝日の中に自国の建國を記念する祝日が欠如していることはまことに遺憾である。

独立回復以来、人心の安定と共に建國記念の日の制定を希望する声は急激に高まってきた。この純正な国民感情は当然尊重さるべきものと思ふ。

祖國の歴史と伝統とを回顧し、國家興隆の前途に思いを寄せるこの國民的世論を明察せられ、ぜひ建國記念の日を制定せられたい。

第九三〇号 昭和三十九年二月二十日受理

大學入學志願者急増対策促進に関する請願

請願者 東京都千代田区永田町二ノ二八東京都立日比谷高等學校内全國高等學校長協會内 岩下富藏

紹介議員 日高 広壽君

戦後のベビー・ブームの影響による二年後の大學入學の激化にそなへ、國公立、私立大學・短大について地域の事

情も勘案して學部・學科別に新設または増募の綜合計画をたてられたい。また夜間部の設置についても検討し時宜を失わないように予算措置を講ぜられたいとの請願。

今から二年後、ベビー・ブームの波が高等學校を越えて大學に及ぶが、大學の収容力が現在のままであると、大學入學難の激化を招くことは、火を見るより明らかである。

第九四六号 昭和三十九年二月二十七日受理

高等學校建築費等の國庫補助を義務制にすゝる等の請願

請願者 神戸市葺合區旭通五ノ七 吉田八重子外九名

紹介議員 須藤 五郎君

すべての國民大衆が要求しているところの、教員増、すしずめ解消、高校希望者全員入學の実現、義務教育費の無償、民主教育の確立、教育条件の充実等を図るため、左記事項に關し、すみやかに立法措置を講ぜられたいとの請願。

一、高等學校建築等に要する経費について建物、土地の國庫補助を義務制にすゝる等
二、日本育英会の貸与金についてそのわくを拡大し、単価を引き上げる等
三、學校給食費を全額無償にし、脱脂粉乳を生牛乳に切り替えて、施設、設備の國庫補助を大幅に増額すること
四、地財法を改正し、小、中、高校の建築費、維持、運営、人件費についての住民負担の禁止の拡大を図ること

五、高校教育水準向上を目ざし、高校定數法を改正してすしずめの解消を図ること
六、小、中學校の教材費単価を引き上げ、義務教育費の父母負担分を全廃すること

わが國の教育諸条件を先進國とくらべると著しく低位にある。諸外國では教育投資、教育計画は年々完備されて、ますます充実した教育が行なわれている。わが國においても國民教育の水準を高めるとともに、教育条件を整備し、これを國際水準なみに向上させなければならぬ。政府關係當局は、教育の民主化に逆行し、教育委員會を通じて國家權力の確立と統制の強化を図ることを重要視しているが、末端の實情をくわしく再調査され、地域住民の諸要求を集約し、民主団体の意見を尊重して、民主的な教育政策と文教行政を行なうべきである。基本的には憲法第二十一条二十三條二十六條及び教育基本法、兒童憲章の精神に即し教育の充実と内容、質の向上を図るよう教育關係法律、諸設備に万全の措置を講ぜられたい。

第九四七号 昭和三十九年二月二十七日受理

高等學校建築費等の國庫補助を義務制にすゝる等の請願

請願者 兵庫縣川西市栄根堀ノ内一二 南森順外九名

紹介議員 鈴木 市藏君

この請願の趣旨は、第九四六号と同じである。

第九四八号 昭和三十九年二月二十七日受理

高等學校建築費等の國庫補助を義務制にすゝる等の請願

請願者 兵庫縣芦屋市津知町三七ノ一 松尾雅亮外九名

この請願の趣旨は、第九四六号と同じである。

第九四九号 昭和三十九年二月二十七日受理

高等學校建築費等の國庫補助を義務制にすゝる等の請願

請願者 兵庫縣西宮市甲子園九番町 置塩信雄外九名

紹介議員 野坂 参三君

この請願の趣旨は、第九四六号と同じである。

第九五〇号 昭和三十九年二月二十七日受理

高等學校建築費等の國庫補助を義務制にすゝる等の請願

請願者 鳥取市東町一高校全員入學問題鳥取縣協議會内 武信弘

紹介議員 中田 吉雄君

この請願の趣旨は、第九四六号と同じである。

第九五七号 昭和三十九年二月二十七日受理

高等學校建築費等の國庫補助を義務制にすゝる等の請願(二通)

請願者 兵庫縣尼崎市内本町北通三ノ九二 津田素子外十九名

紹介議員 松澤 兼人君

この請願の趣旨は、第九四六号と同じである。

第九五八号 昭和三十九年二月二十七日受理

高等學校建築費等の國庫補助を義務制にすゝる等の請願

請願者 鹿兒島縣枕崎市旭町一八一 立石ハツエ外五百四十九名

紹介議員 佐多 忠隆君

昭和三十九年三月十六日印刷

昭和三十九年三月十七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局